

第7期見附市障がい福祉計画
第3期見附市障がい児福祉計画

令和6年3月

見 附 市

は じ め に

見附市では、「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、令和3年3月に「第4期見附市障がい者計画・第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進・展開を図ってまいりました。

この間、国においては、令和5年の「第5次障害者計画」の策定をはじめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の定期的な見直しや「児童福祉法」の改正など、障がいのある方の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援の強化、医療的なケアを必要とする障がい児への支援の充実など、様々なニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

このような状況を踏まえ、見附市でも「第4期見附市障がい者計画」の基本理念のもと、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向け、「第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」の計画期間終了に伴い、実施事業についての検証を加えたうえで、「第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画の推進にあたりましては、行政と関係機関、団体だけではなく市民の皆様のご理解ご協力が必要不可欠であります。この計画の趣旨や基本理念、基本目標について共有し、計画の重要性をご理解いただき、計画の実現に向けて一層のご協力をお願い申し上げます。

そして、見附市では、障がいを理由とした差別の解消や共生社会の実現を目指す市独自条例の制定や、障がい者の雇用促進に向けた取り組みなど、新たな施策を推進するとともに、市民の皆様と連携し、誰もが「健幸」を実感し、安心して暮らせる「暮らし満足No.1」のまちづくりを進めてまいります。

最後に、計画策定にあたりご尽力を賜りました見附市障害者自立支援協議会委員の方々をはじめ、ヒアリング等にご協力いただいた皆様には、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

見附市長 稲田 亮

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 計画の法的位置づけ	1
(2) 計画の整合性	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定経過	2
(1) 障害者自立支援協議会の運営	2
(2) 市民の意見反映	3
(3) 新潟県、障害保健福祉圏域間等での連携	3
第2章 障がい者を取り巻く状況	4
1 人口の状況	4
2 障がい者の状況	5
(1) 身体障がい者の状況	6
(2) 知的障がい者の状況	9
(3) 精神障がい者の状況	11
(4) 障害支援区分別の認定者数	13
(5) 障がい児の保育・教育の状況	14
(6) 障がい者の雇用状況	16
3 障がい福祉サービスの状況	18
(1) サービスの利用状況	18
4 当事者団体へのヒアリングより	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 施策の体系	22
3 SDGs の取組	23
4 障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ	24
第4章 第7期障がい福祉計画	25
1 第6期計画の目標の達成状況	25
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	25
(2) 地域生活支援拠点の整備	26

(3) 福祉施設から一般就労への移行等について	27
(4) 相談支援体制の充実・強化等	30
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	30
2 第7期計画の成果目標	31
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	31
(2) 地域生活支援の充実	32
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	34
(4) 相談支援体制の充実・強化等	37
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	38
3 障がい福祉サービス等の実績と見込量	39
(1) 訪問系サービス	39
(2) 日中活動系サービス	44
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援	58
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	60
(6) 発達障がい者等に対する支援	63
(7) 相談支援体制の充実・強化	64
(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
4 地域生活支援事業の実績と見込量	67
(1) 地域生活支援事業の実績と見込量	67
(2) 任意事業	74
第5章 第3期障がい児福祉計画	76
1 第2期計画の目標の達成状況	76
(1) 障がい児支援の提供体制	76
(2) 医療的ケア児に対する支援	76
2 第3期計画の成果目標	77
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	77
3 障害児通所支援等の見込量	79
(1) 障害児通所支援	79
(2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	83
第6章 計画の推進	84
1 計画の普及啓発	84
2 計画の推進体制	84
3 計画の進行管理・評価	84

(1) 計画におけるPDCAサイクル	85
(2) 点検・評価結果の反映	85
資料編	86
1 見込量（活動指標）のまとめ	86
2 見附市障害者自立支援協議会設置要綱	91
3 見附市障害者自立支援協議会委員名簿	93
4 見附市障害者自立支援協議会審議経過	94

●障害の「害」の表記について●

本計画で「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

見附市では、第5次見附市総合計画の基本施策のひとつ「だれもがいきいきと暮らせるまちをめざします」の中に「障がい者の自立支援に努めます」を掲げ、障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、障がいの有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を定期的に改正し、障がい者のニーズにきめ細やかに対応するための環境整備を進めてきました。令和4年の改正では、障がい者等が希望する生活を実現できるように、地域生活や就労の支援を強化することを目的として、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置を講じることとしています。

こうした中、見附市では令和3年3月に「第4期見附市障がい者計画・第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策を推進してきたところです。この度「第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの実績や課題などを検証し、新型コロナウイルス感染症の収束など取り巻く環境の変化を加味しながら、「第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）計画の法的位置づけ

「第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた計画であり、国が示す基本方針に則して策定しています。数値目標及び各年度のサービス見込量を設定し、地域に必要なサービスが計画的に提供されるように取組みを推進します。

【見附市障がい福祉計画】

- 障害者総合支援法第88条1項に基づく計画
- 障がい福祉サービス、相談支援の必要量の見込み及び確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める

【見附市障がい児福祉計画】

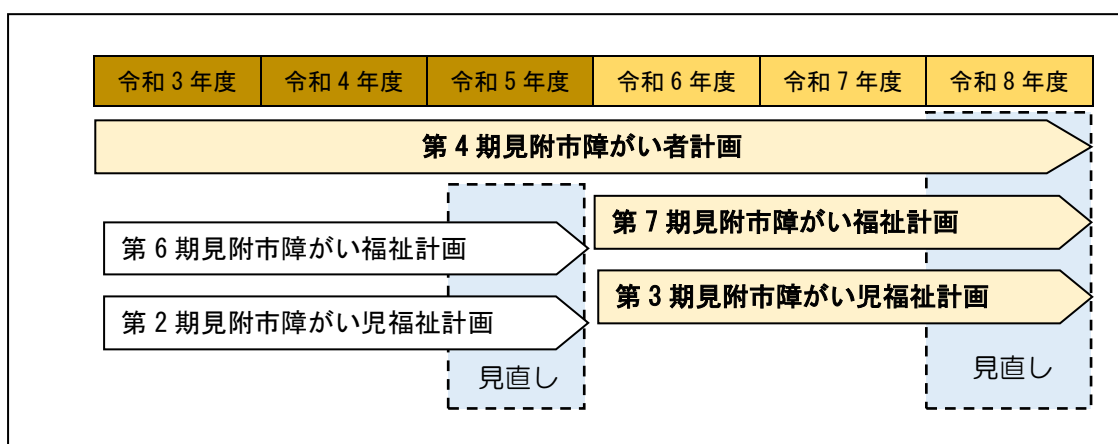
- 児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画
- 障がい児通所支援、障がい児相談支援の必要量の見込み及び確保のための方策に関する事項等を定める

(2) 計画の整合性

国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画を踏まえ、第5次見附市総合計画と調和を保ち、見附市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、その他の福祉関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

- 障害者総合支援法に基づく「第7期見附市障がい福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。
- 児童福祉法に基づく「第3期見附市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



なお、一体的に策定している「第4期見附市障がい者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としており、次期計画については令和8年度の見直しを予定しています。

【見附市障がい者計画】

- 障害者基本法第11条第3項に基づく計画
- 障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的事項を定める

4 計画の策定経過

（１）障害者自立支援協議会の運営

計画の策定にあたっては、障がい者団体関係者、福祉・医療・教育・商工業の関係者などの委員14名により構成する「見附市障害者自立支援協議会」を設置し、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行いました。

（２）市民の意見反映

① 協議会への参加

見附市障害者自立支援協議会の委員として、市民からの公募委員、障がい者関係団体の関係者が参加しました。

② 当事者団体へのヒアリングの実施

当市の障がい福祉施策を共に推進していくことから、障がい福祉サービスの提供状況や今後のサービス等の方向性について、当事者団体へのヒアリング調査を実施しました。

③ 計画案に対する意見募集（パブリックコメント）

本計画の策定にあたり、市ホームページ及び保健福祉センター内、ネーブルみつけ、見附市図書館等において計画素案を公開し、広く市民からの意見を募集し計画策定に反映する予定です。

（３）新潟県、障害保健福祉圏域間等での連携

計画策定にあたっては、新潟県及び障害保健福祉圏域、近隣市との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、新潟県としての基本的な考え方をもとに、圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、障害保健福祉圏域、近隣市との協議を行いました。

※新潟県地域保健医療計画に基づく「二次保健医療圏域」と同一区域の7圏域であり、見附市は、長岡市、柏崎市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村と同じ中越圏域となっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

当市の総人口は、減少傾向にあり、令和5年4月1日現在38,881人となっています。年齢別でみると、0～14歳、15～64歳が減少している一方で、65歳以上は年々増加しており、高齢化が進んでいます。

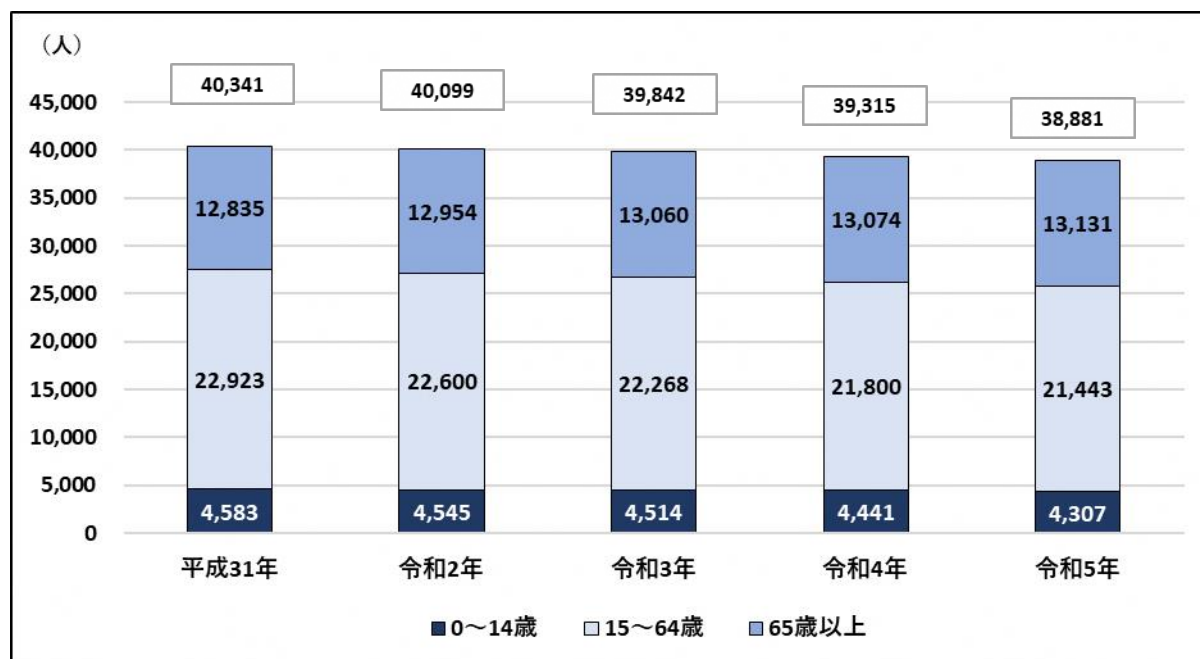
◆人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	40,341	40,099	39,842	39,315	38,881
0～14 歳	4,583	4,545	4,514	4,441	4,307
	11.4%	11.3%	11.3%	11.3%	11.1%
15～64 歳	22,923	22,600	22,268	21,800	21,443
	56.8%	56.4%	55.9%	55.4%	55.2%
65 歳以上	12,835	12,954	13,060	13,074	13,131
	31.8%	32.3%	32.8%	33.3%	33.8%

※住民基本台帳：各年 4 月 1 日現在

【人口の推移】



第2章のデータ記述について…集計は小数点第2位を四捨五入しているため、数値の計と内訳が一致しない場合があります。

2 障がい者の状況

総人口に占める障がい者総数の割合は、年々増加し令和5年には2,133人で5.5%となっています。

障がい別では、平成31年から令和5年の精神障がい者をみると146人増加し、450人となっています。

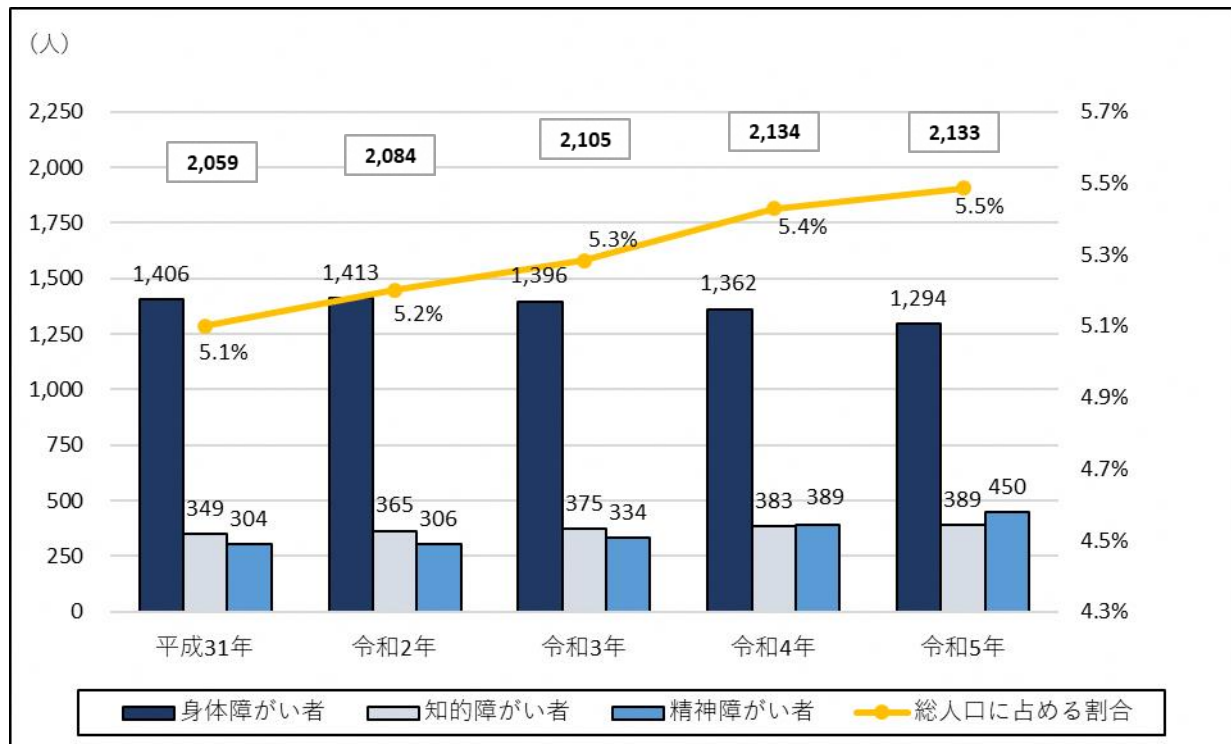
◆総人口、障がい者総数の推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	40,341	40,099	39,842	39,315	38,881
障がい者総数	2,059	2,084	2,105	2,134	2,133
身体障がい者	1,406	1,413	1,396	1,362	1,294
知的障がい者	349	365	375	383	389
精神障がい者	304	306	334	389	450
人口に占める割合	5.1%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%

※住民基本台帳・見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【障がい者総数の推移】



(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年以降減少傾向にあります。令和5年4月1日現在で1,294人となっており、平成31年と比較して112人減少しています。

いずれの年も年齢が高くなる程、手帳所持者数は多くなっています。

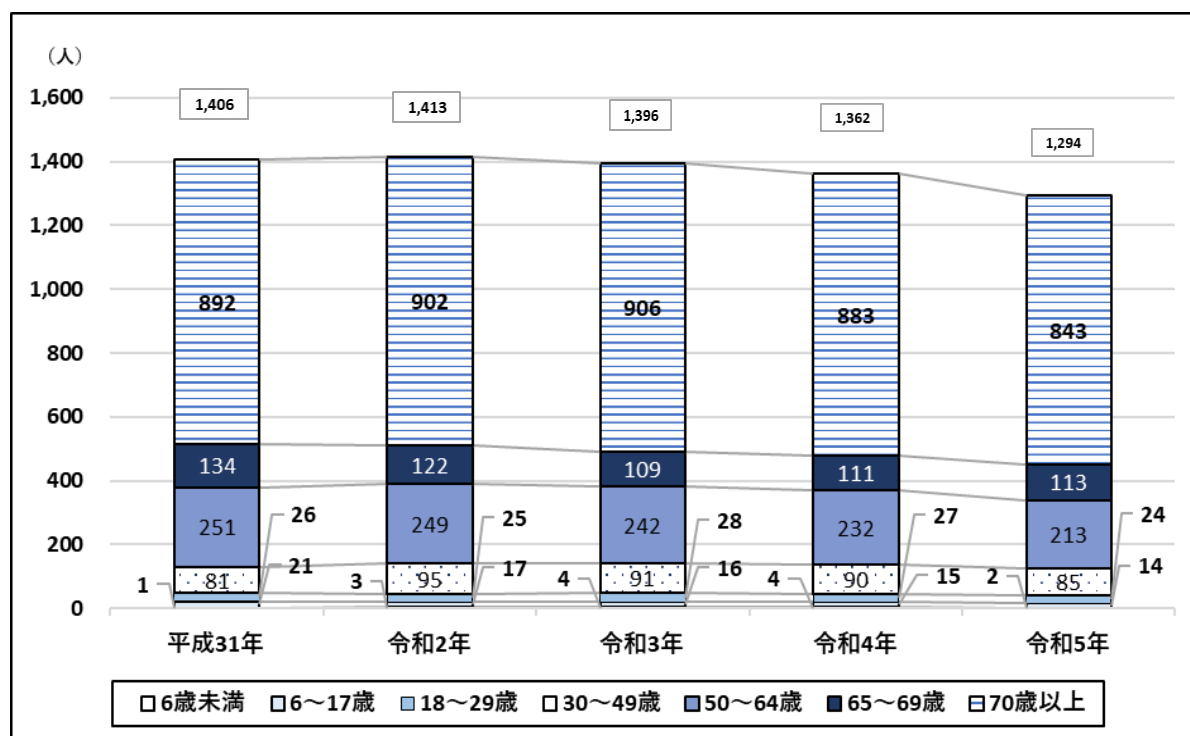
◆身体障がい者の年齢別推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
6 歳未満	1	3	4	4	2
6～17 歳	21	17	16	15	14
18～29 歳	26	25	28	27	24
30～49 歳	81	95	91	90	85
50～64 歳	251	249	242	232	213
65～69 歳	134	122	109	111	113
70 歳以上	892	902	906	883	843
合計	1,406	1,413	1,396	1,362	1,294

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【身体障がい者の年齢別推移】



身体障害者手帳所持者数の推移を障がい別でみると、いずれの年も肢体不自由の占める割合が高くなっています。また、内部障がいの占める割合が増加傾向にあります。

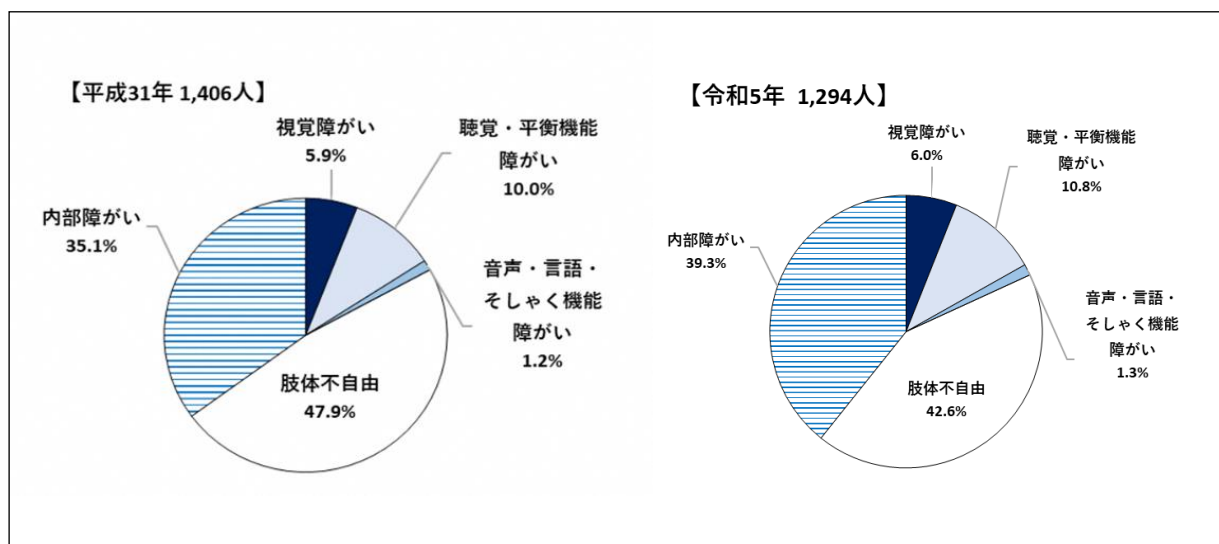
◆身体障害者手帳所持者の障がい種別の推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障がい	83	79	82	83	78
	5.9%	5.6%	5.9%	6.1%	6.0%
聴覚・平衡機能障がい	140	147	153	140	140
	10.0%	10.4%	11.0%	10.3%	10.8%
音声・言語・そしゃく機能障がい	17	17	17	17	17
	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%
肢体不自由	673	677	636	624	551
	47.9%	47.9%	45.6%	45.8%	42.6%
内部障がい (心臓機能障害、腎臓機能障害など)	493	493	508	498	508
	35.1%	34.9%	36.4%	36.6%	39.3%
合計	1,406	1,413	1,396	1,362	1,294
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【身体障害者手帳所持者の障がい種別割合】



身体障害者手帳所持者数の推移を等級別でみると、いずれの年も1級の占める割合が高くなっており、令和5年では459人で35.5%となっています。

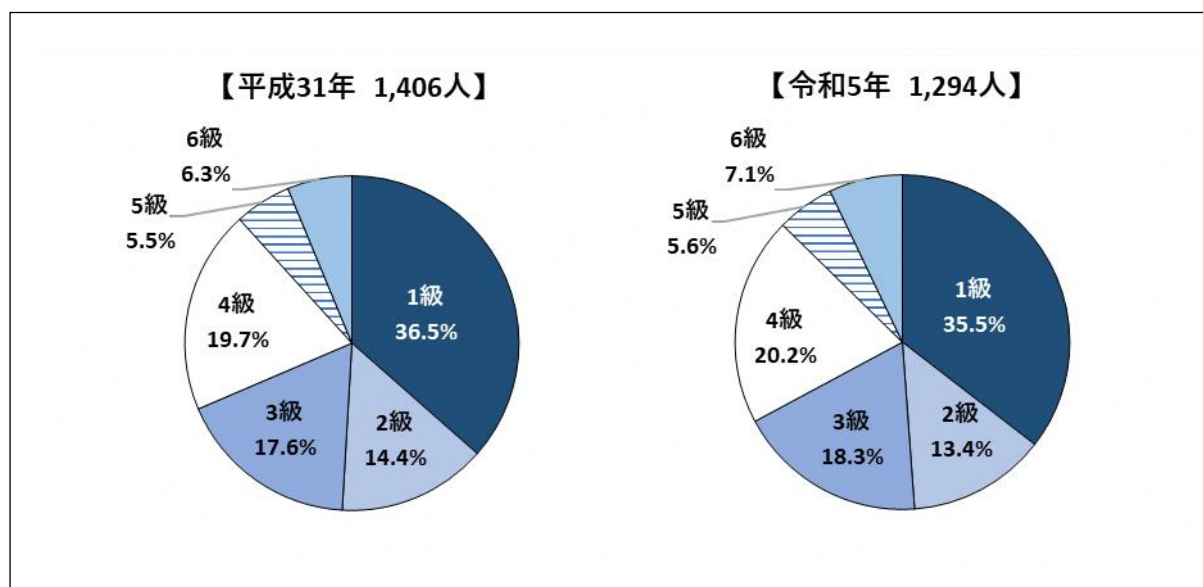
◆身体障害者手帳所持者の等級別の推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 級 (重度)	513	505	488	473	459
	36.5%	35.7%	35.0%	34.7%	35.5%
2 級	203	200	195	192	173
	14.4%	14.2%	14.0%	14.1%	13.4%
3 級	248	251	249	250	237
	17.6%	17.8%	17.8%	18.4%	18.3%
4 級	277	287	291	275	261
	19.7%	20.3%	20.8%	20.2%	20.2%
5 級	77	77	79	80	72
	5.5%	5.4%	5.7%	5.9%	5.6%
6 級 (軽度)	88	93	94	92	92
	6.3%	6.6%	6.7%	6.8%	7.1%
合計	1,406	1,413	1,396	1,362	1,294
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【身体障害者手帳所持者の等級別割合】



(2) 知的障がい者の状況

療育手帳(知的障がい者の手帳)の所持者数は年々増加しており、令和5年では389人となっています。年齢別では、18～29歳と30～49歳の占める割合が高くなっています。

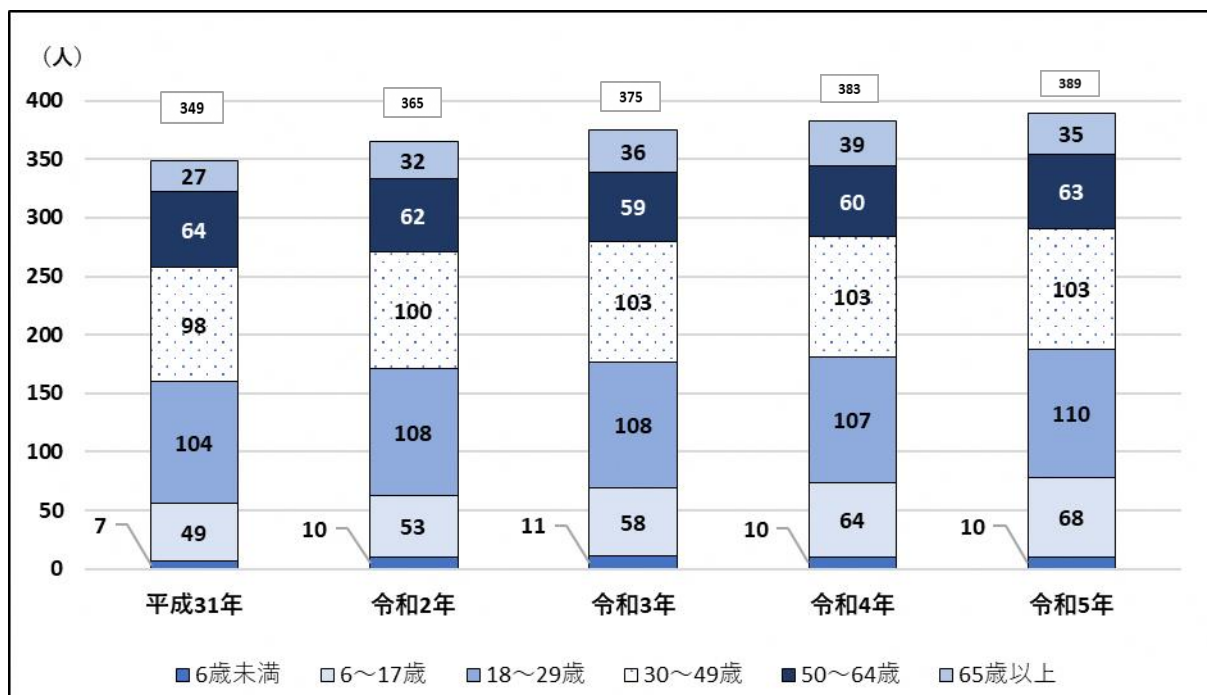
◆知的障がい者の年齢別推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
6 歳未満	7 2.0%	10 2.7%	11 2.9%	10 2.6%	10 2.6%
6～17 歳	49 14.0%	53 14.5%	58 15.5%	64 16.7%	68 17.5%
18～29 歳	104 29.8%	108 29.6%	108 28.8%	107 27.9%	110 28.3%
30～49 歳	98 28.1%	100 27.4%	103 27.5%	103 26.9%	103 26.5%
50～64 歳	64 18.3%	62 17.0%	59 15.7%	60 15.7%	63 16.2%
65 歳以上	27 7.7%	32 8.8%	36 9.6%	39 10.2%	35 9.0%
合計	349	365	375	383	389

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【知的障がい者の年齢別推移】



療育手帳所持者数の推移を判定別にみるといずれの年もB（中・軽度）の占める割合が高く、その割合は年々増加しています。

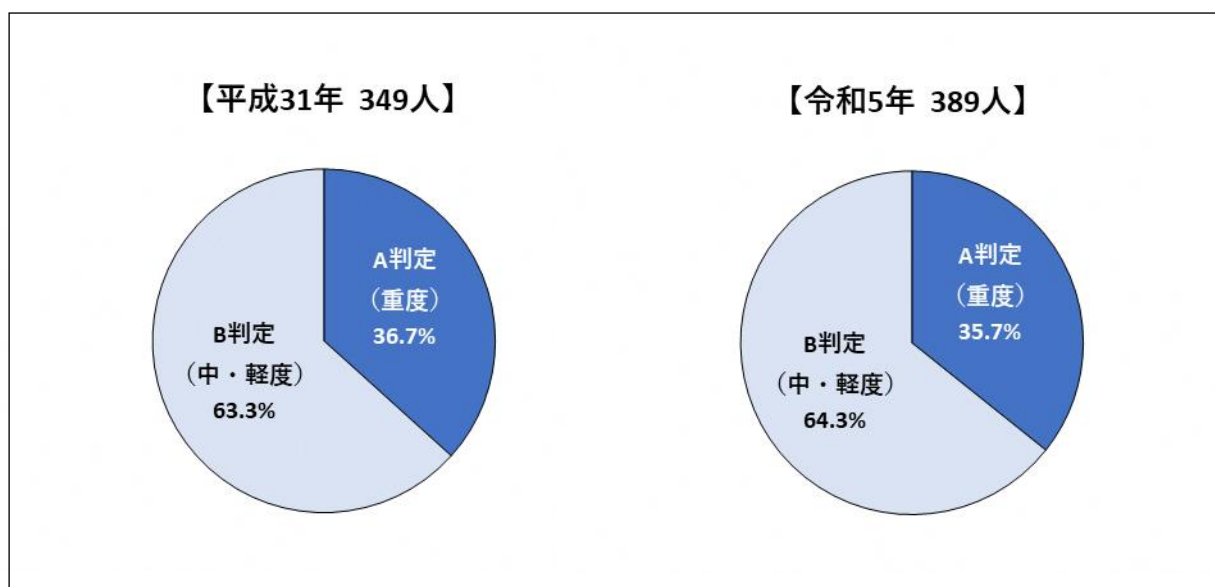
◆療育手帳の判定別推移

（単位：人）

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
A 判定 (重度)	128 36.7%	133 36.4%	134 35.7%	138 36.0%	139 35.7%
B 判定 (中・軽度)	221 63.3%	232 63.6%	241 64.3%	245 64.0%	250 64.3%
合計	349	365	375	383	389

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【療育手帳所持者の判定別割合】



(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年では450人となっています。平成31年と比較して146人増加しています。

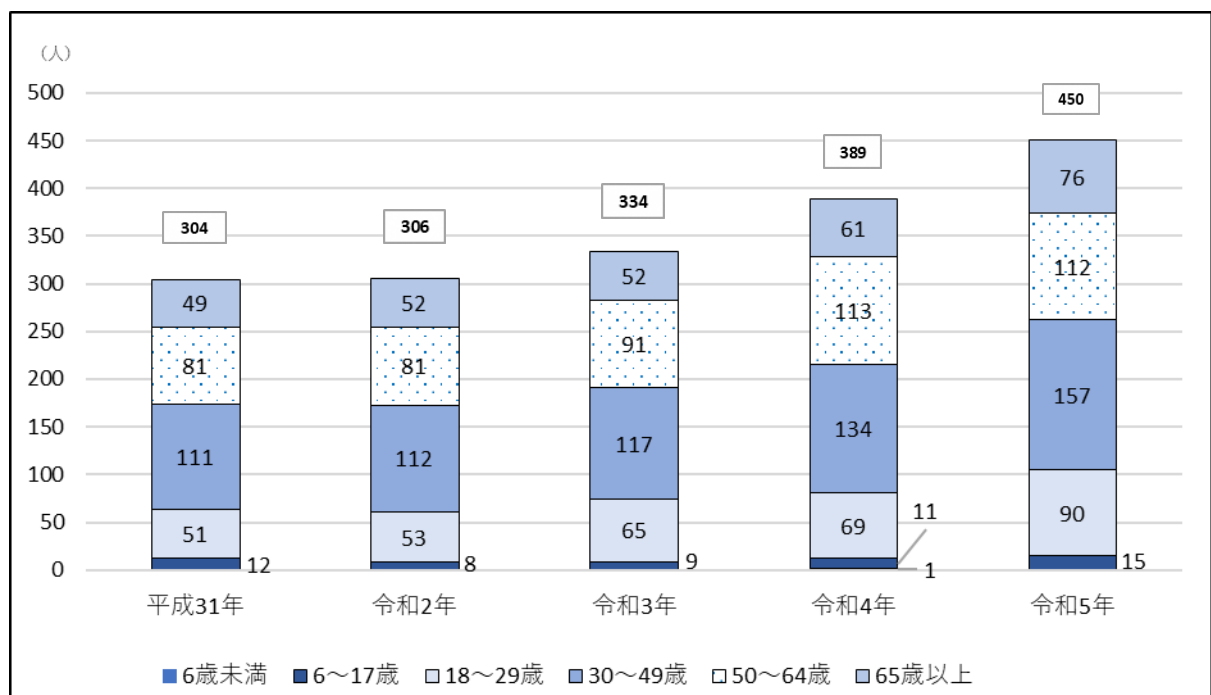
◆精神障がい者の年齢別推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
6 歳未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%
6～17 歳	12 3.9%	8 2.6%	9 2.7%	11 2.8%	15 3.3%
18～29 歳	51 16.8%	53 17.3%	65 19.5%	69 17.7%	90 20.0%
30～49 歳	111 36.5%	112 36.6%	117 35.0%	134 34.4%	157 34.9%
50～64 歳	81 26.6%	81 26.5%	91 27.2%	113 29.0%	112 24.9%
65 歳以上	49 16.1%	52 17.0%	52 15.6%	61 15.7%	76 16.9%
合計	304	306	334	389	450

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【精神障がい者の年齢別推移】



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別で見ると、いずれの年も2級の占める割合が高くなっており、令和5年では379人で84.2%となっています。

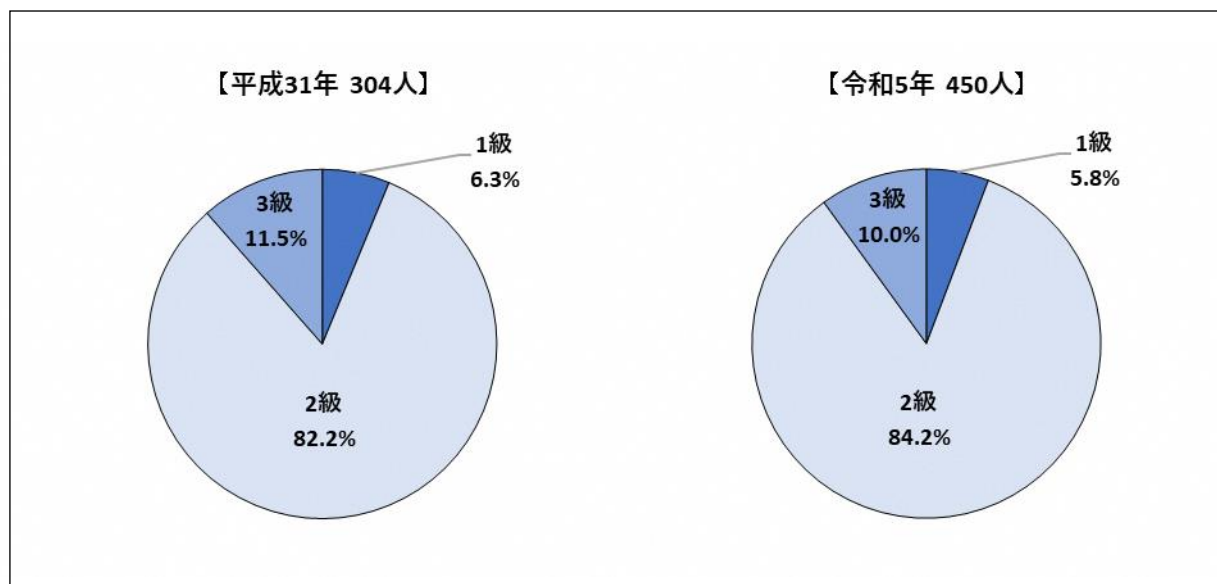
◆精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 級 (重度)	19	18	19	23	26
	6.3%	5.9%	5.7%	5.9%	5.8%
2 級	250	255	281	329	379
	82.2%	83.3%	84.1%	84.6%	84.2%
3 級 (軽度)	35	33	34	37	45
	11.5%	10.8%	10.2%	9.5%	10.0%
合計	304	306	334	389	450

※見附市の保健と福祉：各年 4 月 1 日現在

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合】



(4) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別の認定者数は、令和5年4月1日現在270人となっています。区分別では、区分6が76人と最も多くなっています。令和2年と比較した場合、精神障がい者の区分認定者数は、手帳の所持者が年々増加（P11参照）しているのに対し横ばいです。これは、精神障がい者が希望する主なサービスが、区分を取得しなくても利用できるためと考えられます。

◆障害支援区分別認定者数

(単位：人)

区 分	年度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病者	合計	令和2年との比較
区分1 (支援レベル低)	令和5年	0	3	3	0	6	4
	令和2年	0	2	0	0	2	
区分2	令和5年	7	22	20	0	49	14
	令和2年	2	16	16	1	35	
区分3	令和5年	10	21	9	0	40	6
	令和2年	6	16	12	0	34	
区分4	令和5年	5	35	8	1	49	3
	令和2年	5	28	13	0	46	
区分5	令和5年	9	35	6	0	50	-5
	令和2年	12	39	4	0	55	
区分6 (支援レベル高)	令和5年	33	40	3	0	76	9
	令和2年	27	37	3	0	67	
合計	令和5年	64	156	49	1	270	31
	令和2年	52	138	48	1	239	

※各年4月1日現在

※障がい種別が重複している人は、それぞれの種別に人数を入れてあります。

(5) 障がい児の保育・教育の状況

市内には、保育園15園、認定こども園5園があります。令和5年4月1日現在では、20園で障がい児保育を実施しており、対象児童は61人となっています。

また、市内には、小学校8校、中学校4校、特別支援学校1校があります。

◆障がい児保育の状況

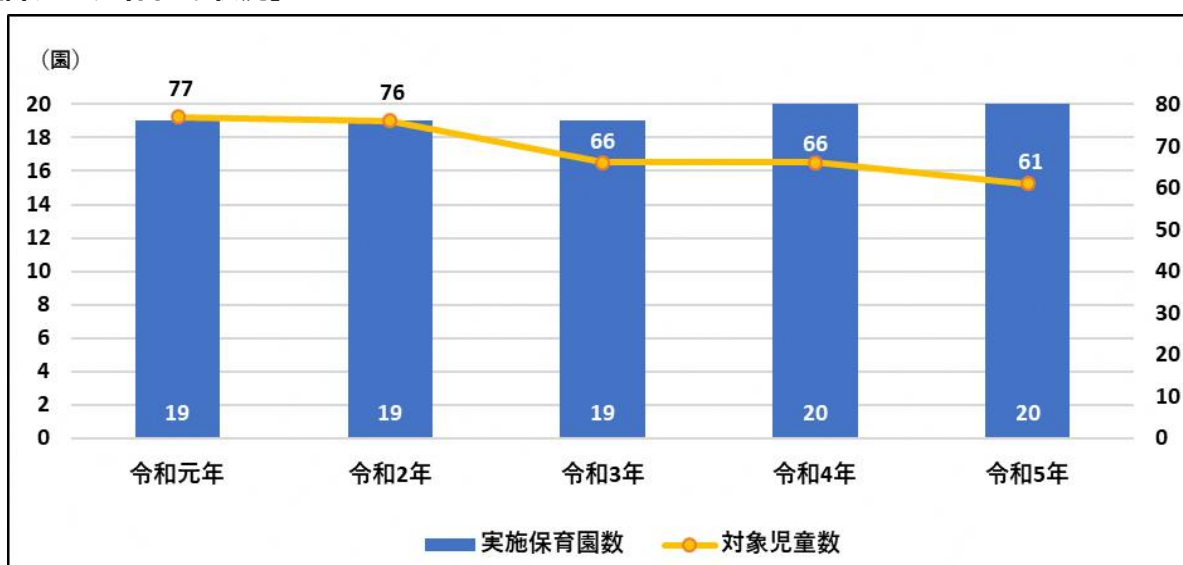
(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
実施保育園数	19	19	19	20	20
対象児童数	77	76	66	66	61

※見附市こども課：各年 4 月 1 日現在

※他市への広域入所児童含む

【障がい児保育の状況】



◆特別支援学級の状況

(単位：学級、人)

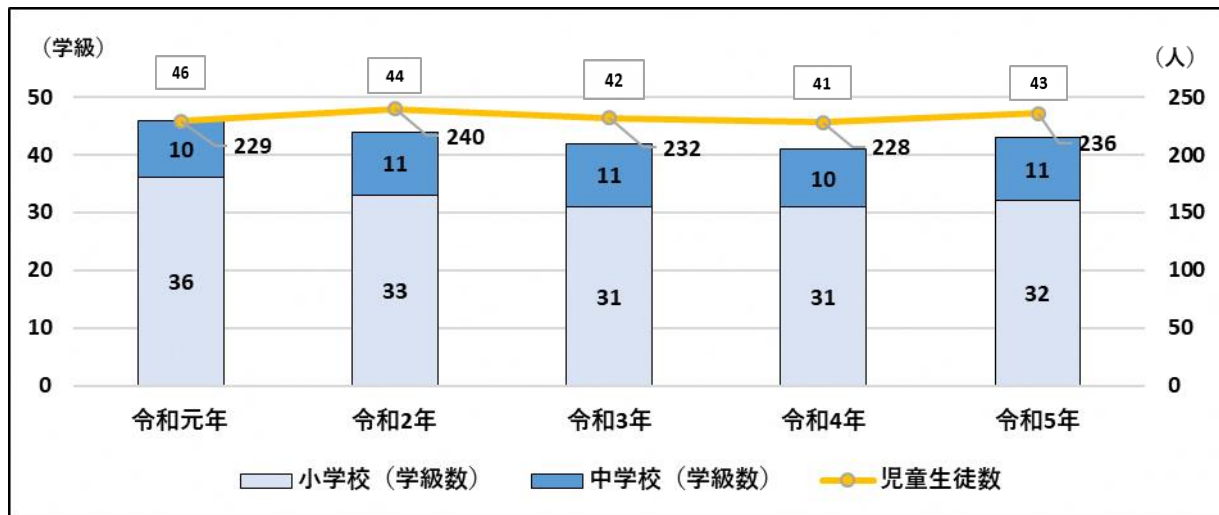
区 分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
学級数	46	44	42	41	43
小学校	36	33	31	31	32
中学校	10	11	11	10	11
児童生徒数	229	240	232	228	236
小学校	185	193	181	175	177
中学校	44	47	51	53	59

※見附市学校教育課：各年 5 月 1 日現在

※市外特別支援学校に通う見附市民も数に含む。

※見附特別支援学校に通う市外児童生徒は数に含まない。

【特別支援学級の状況】



◆特別支援学校（小・中学部）の状況

(単位：人)

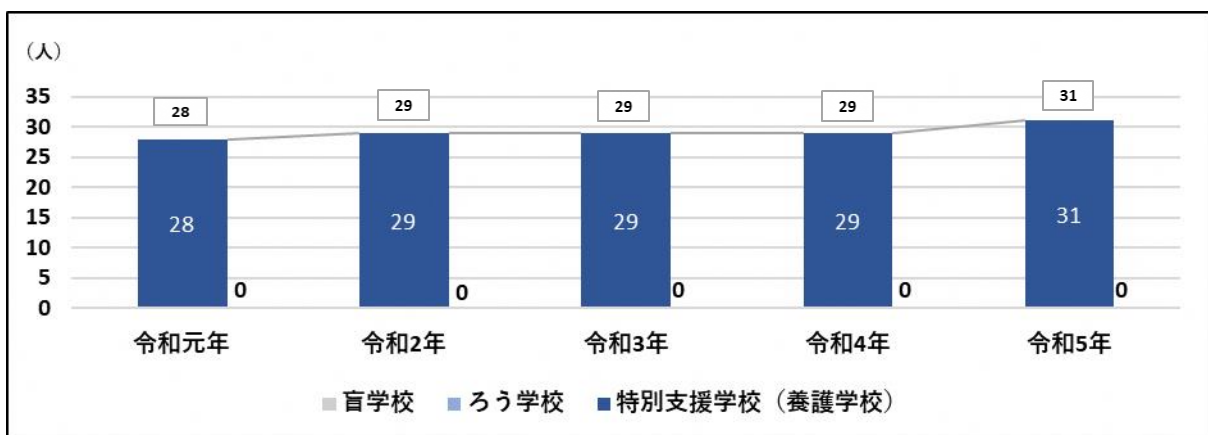
区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童生徒数 (小・中学部)	28	29	29	29	31
盲学校	0	0	0	0	0
ろう学校	0	0	0	0	0
特別支援学校（養護学校）	28	29	29	29	31

※見附市学校教育課：各年5月1日現在

※市外特別支援学校に通う見附市民も数に含む。

※見附特別支援学校に通う市外児童生徒は数に含まない。

【特別支援学校（小・中学部）の状況】



(6) 障がい者の雇用状況

市内の障がい者の法定雇用率達成企業は、令和5年6月現在、22社となっています。

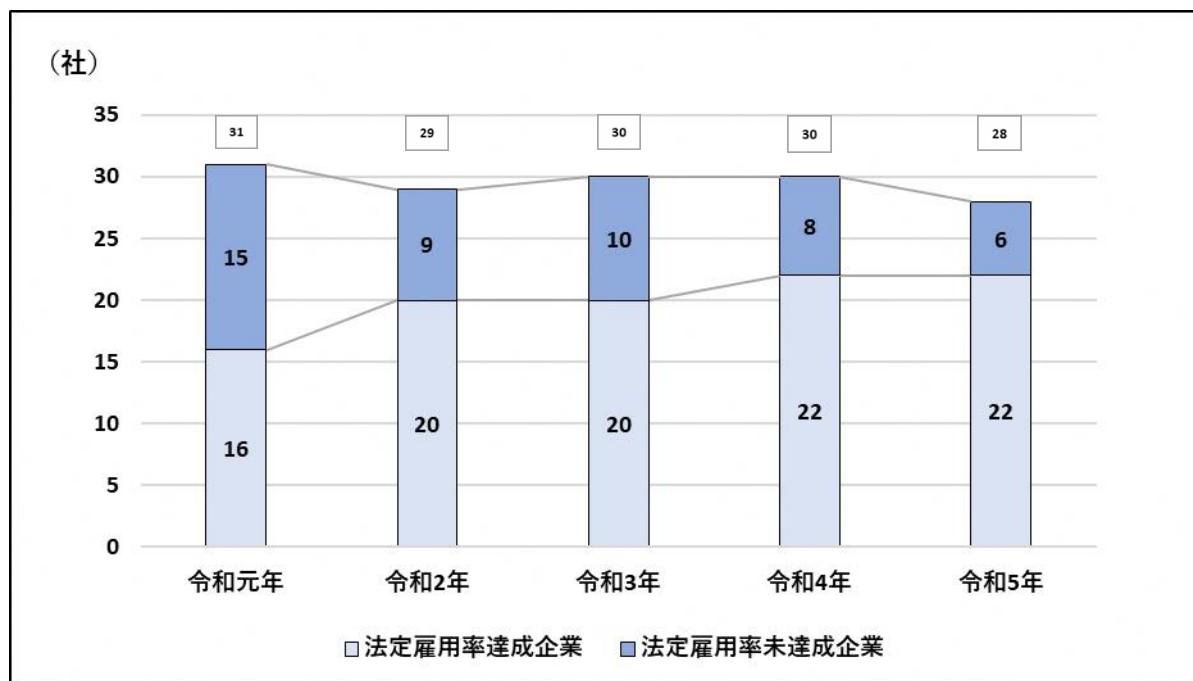
◆法定雇用率達成状況

(単位：社)

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ハローワーク 三条管内	企業計	178	174	176	176	176
	法定雇用率 達成企業	106	108	106	112	117
		59.6%	62.1%	60.2%	63.6%	66.5%
	法定雇用率 未達成企業	72	66	70	64	59
		40.4%	37.9%	39.8%	36.4%	33.5%
見 附 市	企業計	31	29	30	30	28
	法定雇用率 達成企業	16	20	20	22	22
		51.6%	69.0%	66.7%	73.3%	78.6%
	法定雇用率 未達成企業	15	9	10	8	6
		48.4%	31.0%	33.3%	26.7%	21.4%

※新潟労働局、三条公共職業安定所：各年6月1日現在

【見附市法定雇用率達成状況】



法定雇用率…「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に定められている事業主が雇用しなければならない常用労働者に占める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合。令和5年6月現在の民間企業の法定雇用率は2.3%。令和6年4月から2.5%へ引き上げられ、従業員40.0人以上の事業主は雇用義務を負います。

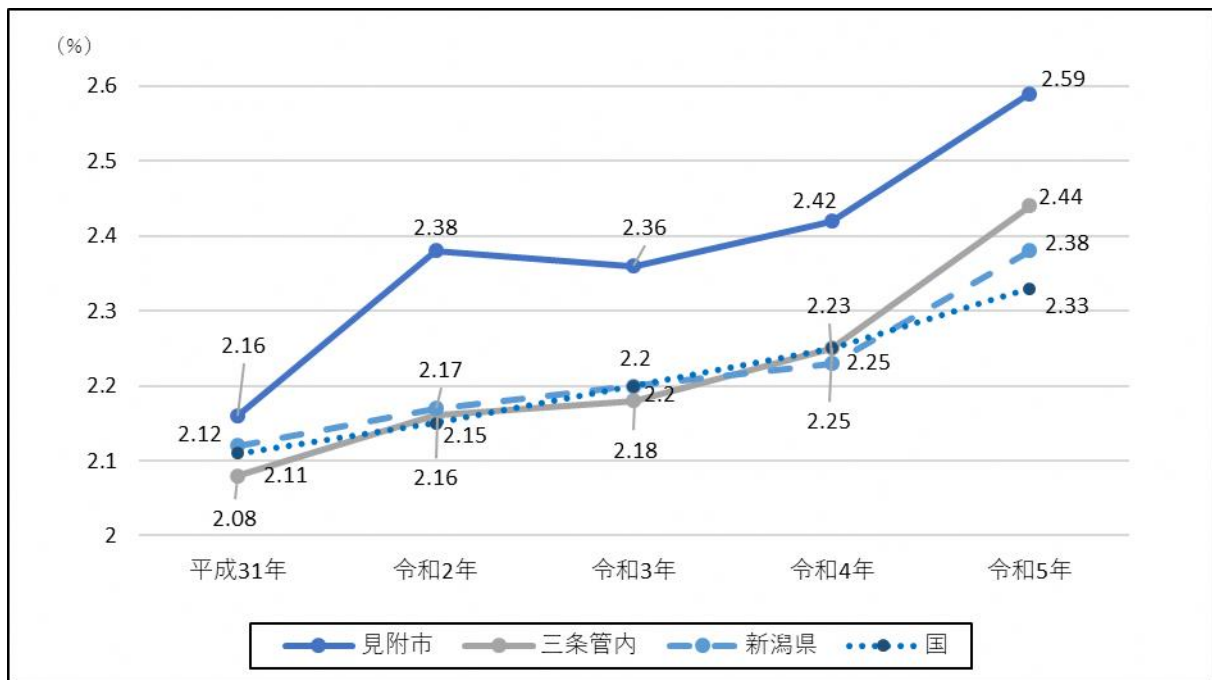
◆障がい者雇用率の状況

(単位：%)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
見附市	2.16	2.38	2.36	2.42	2.59
三条管内	2.08	2.16	2.18	2.25	2.44
新潟県	2.12	2.17	2.20	2.23	2.38
国	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33

※新潟労働局、三条公共職業安定所：各年6月1日現在

【障がい者雇用率の状況】



3 障がい福祉サービスの状況

(1) サービスの利用状況

①障がい福祉サービス

(各年度年間利用実績)

サービス	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
◆訪問系サービス	人	時間	人	時間	人	時間
居宅介護	29	1,956.3	36	1,925.0	34	2,588.3
重度訪問介護	1	58	0	0	0	0
同行援護	6	377.0	7	449.0	7	424.5
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
◆日中活動系サービス	人	人日	人	人日	人	人日
生活介護	90	19,979.0	92	21,025.0	95	20,628.0
自立訓練（機能訓練）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自立訓練（生活訓練：日中）	2	386.0	3	300.0	3	169.0
自立訓練（生活訓練：夜間）	1	181.0	1	350.0	1	25.0
就労移行支援	20	2,992.0	19	2,041.0	13	1,388.0
就労継続支援A型	12	1,668.0	16	2,543.0	17	2,769.0
就労継続支援B型	88	17,480.0	88	17,993.0	97	18,259.0
就労定着支援	6	36.0	7	72.0	8	52.0
療養介護	14	4,858.0	13	4,728.0	13	4,539.0
短期入所（福祉型及び医療型）	26	1,404.0	20	889.0	21	886.0
◆居住系サービス	人	人日	人	人日	人	人日
自立生活援助	0	0.0	0	0.0	0	0.0
共同生活援助	46	14,064.0	50	15,354.0	56	16,393.0
施設入所支援	50	16,729.0	48	17,206.0	49	16,917.0
◆相談支援	人	人日	人	人日	人	人日
計画相談支援	264	延 760 人	270	延 819 人	279	延 842 人
地域移行支援	0	延 0 人	0	延 0 人	0	延 0 人
地域定着支援	0	延 0 人	0	延 0 人	0	延 0 人

②障がい児支援

(各年度年間利用実績)

サービス	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
区 分	人	日	人	日	人	日
児童発達支援	29	810.0	33	988.0	37	1,213.0
放課後等デイサービス	67	5,532.0	83	6,977.0	103	8,560.0
保育所等訪問支援	9	53.0	13	194.0	16	274.0
障害児相談支援	96	延 313 人	115	延 321 人	145	延 415 人

4 当事者団体へのヒアリングより

課題等を把握するため、市内の当事者団体に対して、ヒアリング調査を実施しました。

見附市手をつなぐ育成会・ぷれジョブみつけ

- 地震などの災害発生時に、障がい者が安心して避難できる場所を確保してほしい。病院の受け入れ態勢の構築や福祉避難所の整備、停電時の非常用バッテリーの確保など検討してもらいたい。
- 市内のグループホームについて、施設面での質の水準を高めてもらいたい。入所者が快適に過ごせる設備がどの施設でも整うように、市からグループホームへ助言をしてほしい。
- 新型コロナウイルスによって縮小していたサービスが再開した際の情報がほしい。事業所からの情報発信を促してほしい。
- 市内に基幹相談支援センターを設置してもらいたい。緊急時にワンストップで相談できる体制があると心強い。
- 土日や休日でも短期入所が利用できるように、事業所の体制を取ってもらいたい。
- 生活介護など不足しているサービスを始める事業者には、市からの手厚い支援をお願いしたい。

第3章 計画の基本的な考え方

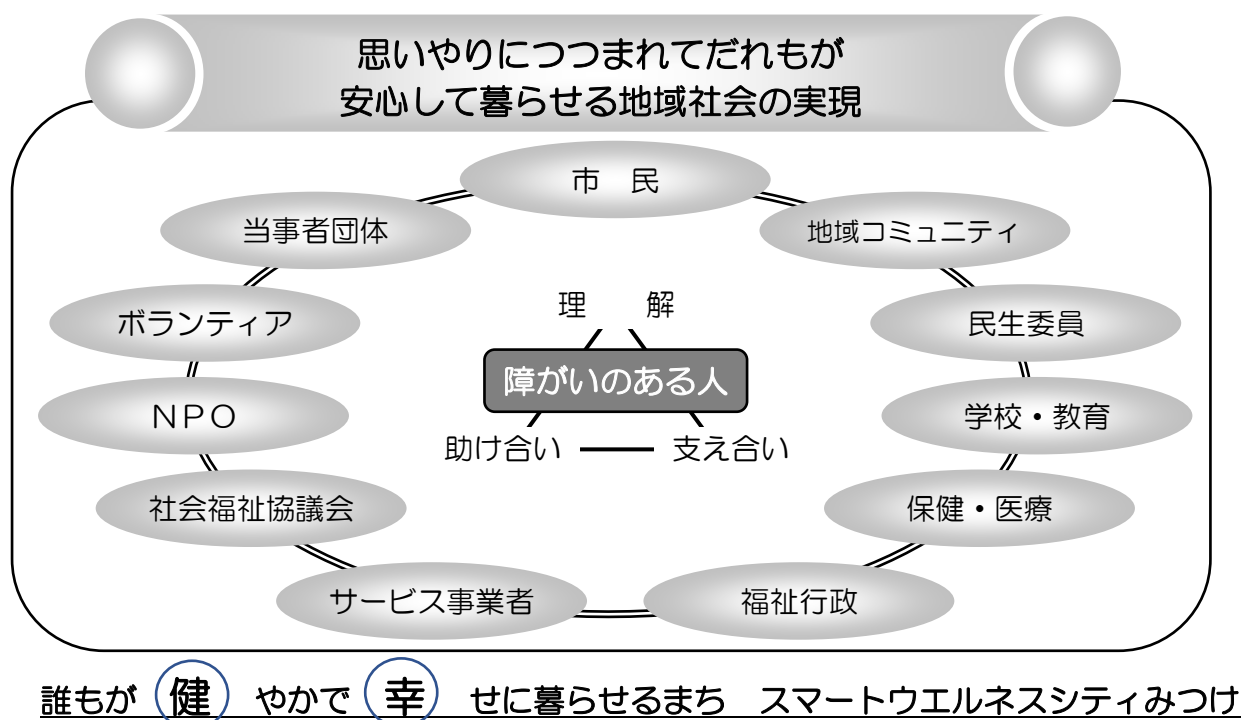
1 基本理念

国の基本法では、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的と規定しています。

国の基本計画は、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会、障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会等を目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

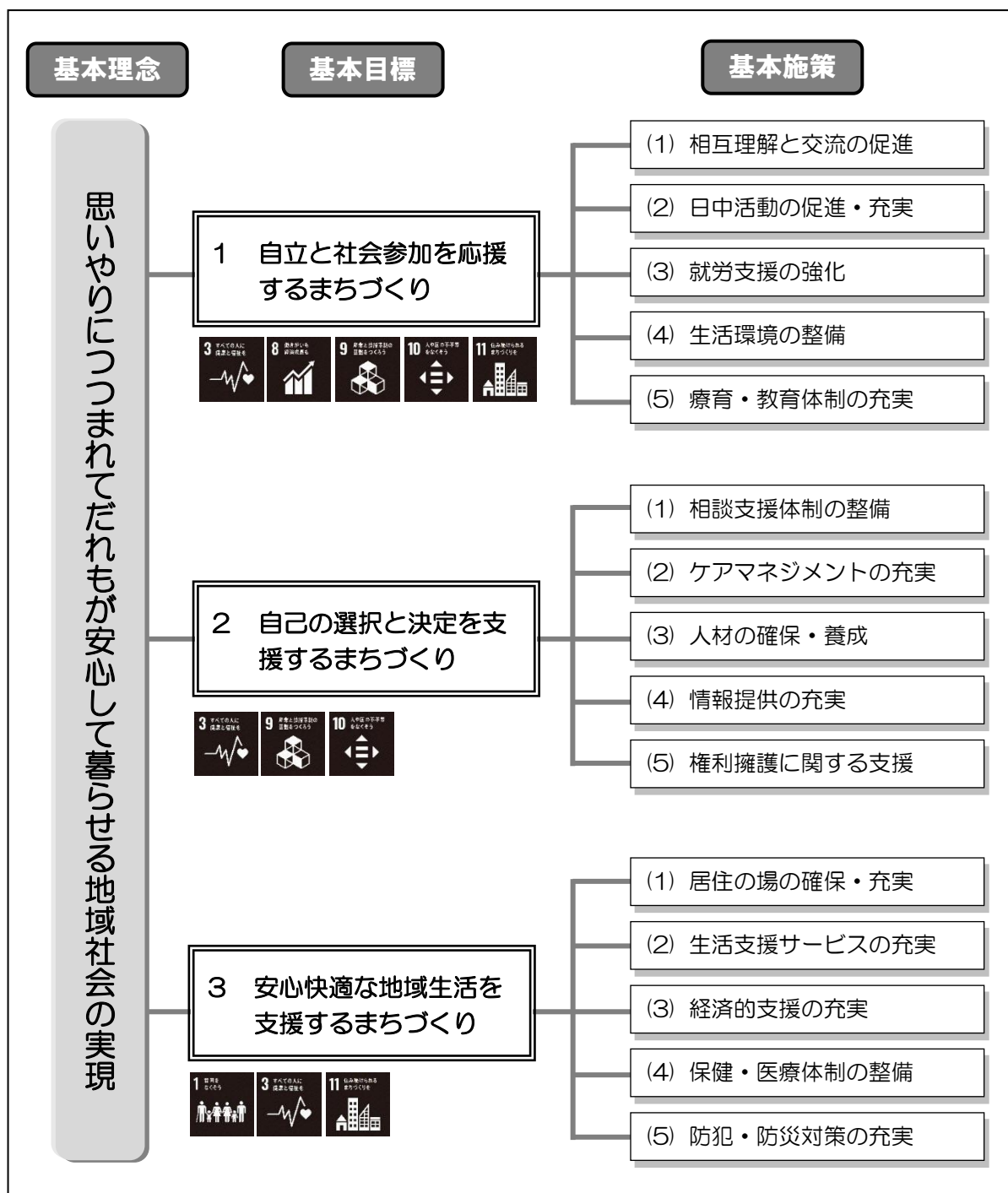
当市においても、第5次見附市総合計画の基本施策のひとつ「だれもがいきいきと暮らせるまちをめざします」の中に、「障がい者の自立支援に努めます」を掲げています。

さらに、重点プロジェクトのひとつとして、「スマートウェルネスみつけの推進」が定められています。これは、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができる状態を“健幸”と表現し、市民が主体的に健康づくりへ参加していけるさまざまな仕組みづくりと社会資源の整備を通じて、総合的に「快適で健幸なまちづくり」を進めるものです。障がいの有無に関わらず、誰もが地域のなかで“健幸”な生活を追求していくとともに、障がい者の地域における生活を支援できるよう、当市では、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人として取り残さない」社会の実現に向けた目標を踏まえ、積極的に取り組み、さまざまな分野にまたがる施策の総合的な連携を進めています。また、同時に国の指針に即し、障がい福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業等の提供体制の確保を計画的に図るためのサービス提供に努めていきます。これらのことから本計画では、「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとします。



2 施策の体系

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切な支援を受けられるよう、各分野における施策を推進するとともに、各分野が連携して施策を総合的に展開し、障がい者の自立と社会参加できるよう、障がいの特性に応じた途切れのない支援を行います。



3 SDG s の取組

SDG s は国連サミットで採択された持続可能な開発目標の略称で、17のゴール（目標）などから構成された全世界的な目標です。

本計画においても、基本目標の関連目標としてSDG s の目標を掲げています。



見附市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています



目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標 4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標 10	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置づけ

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針に即して、障がいのある人または障がいのある児童の、地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込むことで、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画です。

成果目標の実績を基にして計画の進捗を図ると共に、サービスの利用実績にて提供体制の充足状況を確認します。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に係る基本指針

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 相談支援体制の充実・強化
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 障がい者自立支援協議会の活性化

4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

第4章 第7期障がい福祉計画

1 第6期計画の目標の達成状況

第6期障がい福祉計画では、令和5年度を目標年度とした数値目標を定めていました。
第6期計画の目標とその達成状況は下記の通りです。
(令和5年度数値は、現段階での見込みです)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和5年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
- ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		令和5年度 (見込み)		考え方
令和元年度末時点での 入所者数 (A)	47	人	—		令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者 (B)	47	人	48	人	令和5年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込み (C=A-B) 削減率 (イ=C/A×100)	0 0.0	人 %	-1 -2.1	人 %	差引減少見込み数
【目標値】地域生活 移行者数(D) 地域移行率 (ア=D/A×100)	1 2.6	人 %	0 0.0	人 %	施設入所からグループホーム等へ移行 した人の数

【評価】

令和5年度は、入所施設から地域移行した人数0人、死亡退所した人数1人、新規入所した人数3人となり、年度末時点で施設入所者48人となり、1人増加となりました。

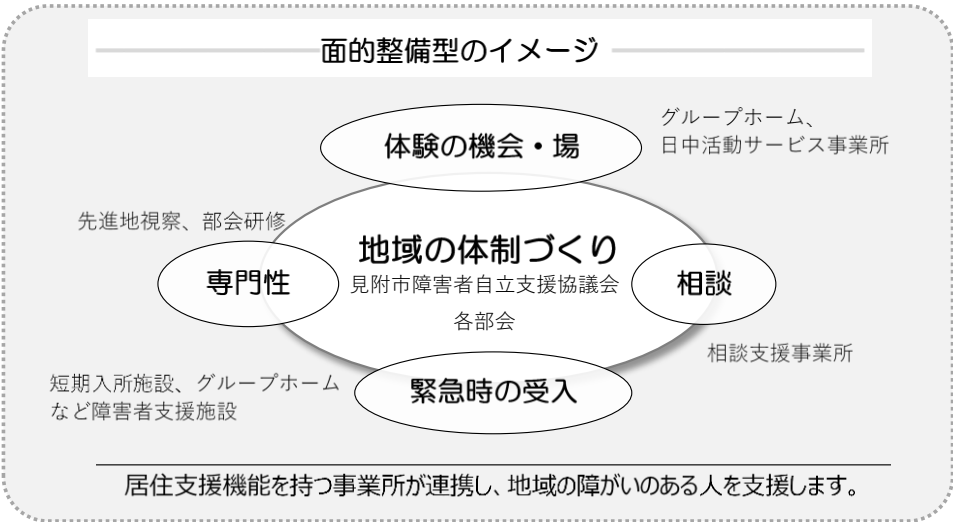
地域での生活が難しく、新たに施設入所を希望する人がいる一方で、地域への移行は進んでいない現状です。受け入れ先として、グループホームの整備は徐々に進んでいますが、多様な障がいに対応できるように、更なる充実が必要です。

(2) 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。
年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	整備の有無		
	目標値		実績見込み
令和5年度末時点での 地域生活支援拠点等の確保	1箇所		1箇所
項目	数値		
	年度	目標値	実績
地域生活支援拠点の 年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度	1回	0回
	令和4年度	1回	0回
	令和5年度見込み	1回	0回
考え方			
令和6年3月までに市単独で面的整備を検討します。特に、24時間対応での相談支援体制と緊急時受け入れ体制の整備について検討し、市の実状に合わせながら機能の充実を目指します。見附市障害者自立支援協議会にて、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施します。			



【評価】

見附市障害者自立支援協議会の地域生活支援部会において、先進地の視察及び年1回以上の検討を実施し、面的整備を目標に相談支援と緊急時の受け入れについて検討しました。一層の検討を重ね、機能の充実を図っていくことが必要です。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度末時点の 一般就労移行者数（A）	5 人	— 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労者数（B） 目標値 = B / A	6 人 1.2 倍	2 人 0.4 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人の数

就労移行支援事業			
項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度の 一般就労移行者数（A）	4 人	— 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	4 人 1.0 倍	0 人 0.0 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する人の数

就労継続支援 A 型事業					
項目	数値		令和5年度 (見込み)		考え方
令和元年度の 一般就労移行者数（A）	1	人	—	人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数（B） 目標値＝B／A	1 1.0	人 倍	1 1.0	人 倍	令和 5 年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、一般就労する人の数

就労継続支援 B 型事業					
項目	数値		令和5年度 (見込み)		考え方
令和元年度の 一般就労移行者数（A）	0	人	—	人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労した人の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数（B） 目標値＝B／A	1 －	人 倍	1 －	人 倍	令和 5 年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、一般就労する人の数

② 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	数値		令和5年度 (見込み)		考え方
令和5年度の 就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数（A）	6	人	—	人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する人の数
【目標値】（A）のうち、就労定着 支援事業利用者数（B） 目標値 = B / A	4 66.7	人 %	1 16.7	人 %	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		令和5年度 (見込み)		考え方
令和5年度末の就労定着支援 事業所の数（A）	2	箇所	—	箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着 率8割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	1 50.0	箇所 %	2 100.0	箇所 %	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

【評価】

福祉施設から一般就労への移行者数は未達成となりました。引き続きサービス利用によって訓練や経験を重ね、障がいの特性に合わせた一般就労を目指すことが必要です。

併せて、多様な就職先が用意されるように、障がい者雇用について企業側の理解を深めていくことも必要です。

また、就労後に利用する就労定着支援事業の利用者数は伸びていませんが、就職後の定着率は高くなっています。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	基幹相談支援センターの設置予定はありませんが、毎月1回の相談支援事業所連絡会議で連携を図っていきます。
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	有	相談支援事業所連絡会議で連携を図り、必要に応じて見附市障害者自立支援協議会や部会等で協議を行っていきます。

【評価】

相談支援事業所連絡会議を毎月開催し、連携による相談体制の強化を行いました。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和5年度末時点での、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	無	市内事業所を対象とするサービス管理責任者情報交換会等を活用して令和5年度には毎月審査支払結果の共有、検討が出来る体制を整えます。

【評価】

新潟県等が開催する各種研修会やオンライン研修に、担当職員が出席し、業務の質の向上を図りました。ただし、サービス管理責任者情報交換会等は年1回の開催になっていることから体制構築については「無」としました。

2 第7期計画の成果目標

この計画における成果目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、見附市では、令和8年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
- ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	46	人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度末時点での入所者数 (B)	43	人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込み ($C = A - B$) 削減率 ($\text{イ} = C / A \times 100$)	3 6.5	人 %	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) 地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	3 6.5	人 %	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

数値設定の考え方と達成に向けた対応

- ・国の示した割合を満たす移行者数を基に目標を見込みました。
- ・施設入所者が地域生活へ移行するための居住の場として、グループホーム等の整備を促進します。また、生活介護や日中一時といった日中の活動場所や、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターなどの緊急時の支援体制などの充実を図ることで、総合的な地域生活への移行を推進します。

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	数値		考え方
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1 箇所		各市町村において整備（複数市町村による共同整備を含む。）する
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1 人		コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度	1 回	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を行う
	令和7年度	1 回	
	令和8年度	1 回	

数値設定の考え方と達成に向けた対応

- ・相談支援事業所やサービス事業所と連携しながら緊急時の受け入れ態勢の整備を進めると共に、緊急時の相談対応や一人暮らしの体験の場の確保など、地域生活支援拠点としての機能の拡充を目指します。
- ・市の自立支援協議会において、年1回検証及び検討を行います。
- ・新規の目標であるコーディネーターの配置については、現状で具体的な目途はありませんが、目標年度末時点での設置に向けて協議会において検討を進めることとします。

地域生活支援拠点のコーディネーター…地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関と連携し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。

② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の基本指針

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無	考え方
目標年度末時点での支援体制の有無	有	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

数値設定の考え方と達成に向けた対応

相談支援事業所等を通じて状況や支援ニーズの把握を行い、サービス事業所等につなげることで、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

項目	数値		考え方
令和3年度の一般就労移行者数（A）	2	人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	5 2.5	人 倍	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

就労移行支援事業			
項目	数値		考え方
令和３年度の一般就労移行者数（Ａ）	2	人	令和３年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	3 1.5	人 倍	令和８年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和４年度末の就労移行支援事業所の数（Ｃ）	2	箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の数（Ｄ） 目標値＝Ｄ／Ｃ	1 50.0	箇所 ％	令和８年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が５割以上の事業所の数

就労継続支援 A 型事業			
項目	数値		考え方
令和 3 年度の一般就労移行者数（A）	0	人	令和 3 年度において、就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値＝B／A	1 －	人 倍	令和 8 年度において、就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労する者の数

就労継続支援 B 型事業			
項目	数値		考え方
令和 3 年度の一般就労移行者数（A）	0	人	令和 3 年度において、就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値＝B／A	1 －	人 倍	令和 8 年度において、就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	0 人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B / A	1 人 － %	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義…過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	数値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	2 箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	1 箇所 5 割	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

数値設定の考え方と達成に向けた対応

- ・市のこれまでの実績と、国の示した目標値を基に設定しました。一般就労移行者数は、就労移行支援事業および就労継続支援事業の目標年度での一般就労移行者数の合計を積み上げて目標値としています。
- ・一般就労を目指す障がい者が、自身の特性に応じた訓練やスキルアップができるように、相談支援事業所や就労系サービス事業所と連携します。また、障がい者雇用について正しい情報を企業に発信し、理解を深めることで、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項目	目標	考え方
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	各市町村において設置する
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など
目標年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施など

数値設定の考え方と達成に向けた対応

毎月1回の相談支援事業所連絡会議で相談支援事業所との連携を図っていくと共に、令和8年度での基幹相談支援センターの設置に向けて協議を進めます。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**国の基本指針**

令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	目標	考え方
目標年度末時点での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有など

数値設定の考え方と達成に向けた対応

月例の相談支援事業所連絡会議にて検討されるケース事例の中から、自立支援協議会での報告および事例検討を年1回実施します。また、市内事業所が集まるサービス管理責任者情報交換会等を活用し、審査支払結果等を共有することで、必要とされるサービスの情報提供や、適正な事務処理によるサービスの質の向上につなげます。

3 障がい福祉サービス等の実績と見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【サービス内容】

居宅における入浴、排泄、食事の介護などの提供。家事援助等。通院時の支援等。

【対象者】

居宅において介護を必要とする人。

◆居宅介護

（時間、人：1か月あたり延べ量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 時間 (時間)	見込量	196	217	238	222	234	246
	実績	160	215	214	—	—	—
	計画比	81.6%	99.1%	89.9%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	28	31	34	37	39	41
	実績	36	34	35	—	—	—
	計画比	128.6%	109.7%	102.9%	—	—	—

【評価】

利用時間は概ね見込量どおりの実績となっています。利用人数は見込量を上回りました。

見込量の考え方

利用時間について：過去3年間の1人当たりの平均時間を6時間／月と割り出しました。

→利用見込み人数に6時間を掛けて見込みました。

利用人数について：現在利用者35人です。利用実績より年間2人ずつ増加を見込みました。

② 重度訪問介護

【サービス内容】

居宅における入浴、排泄、食事の介護などの提供。

【対象者】

重度の肢体不自由者・重度の知的・精神障がい者で、常時介護を必要とする人。

◆ 重度訪問介護

(時間、人：1か月あたり延べ量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 時間 (時間)	見込量	24	24	24	280	280	280
	実績	0	0	198	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	825.0%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	2	2	2	4	4	4
	実績	0	0	3	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	150.0%	—	—	—

【評価】

近隣市に新規事業所が開所し、サービスの提供体制が整ったことで、令和5年度から3人が利用しています。利用時間も見込量を大きく上回りました。

見込量の考え方

利用時間について：今年度の傾向から1人当たりの平均時間を70時間／月と割り出しました。

→利用見込み人数に70時間を掛けて見込みました。

利用人数について：現在の人数に、重度知的障がい者1名の利用を想定し、見込みました。

③ 同行援護

【サービス内容】

外出先において必要な支援を提供。

【対象者】

重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人。

◆同行援護

(時間、人：1か月あたり延べ量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 時間 (時間)	見込量	56	64	72	35	35	35
	実績	37	35	19	—	—	—
	計画比	66.1%	54.7%	26.4%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	7	8	9	7	7	7
	実績	7	7	7	—	—	—
	計画比	100.0%	87.5%	77.8%	—	—	—

【評価】

市内の事業所がサービスを終了した影響を受け、利用時間は見込量を下回りました。利用人数は7人で、増減はありませんでした。現在、市内においてサービスを提供する事業所が無いことが課題です。

見込量の考え方

利用時間について：過去3年間の1人当たりの平均時間を5時間／月と割り出しました。

→利用見込み人数に5時間を掛けて見込みました。

利用人数について：現在利用者7人です。

過去3年間の人数から同数での推移を見込みました。

④ 行動援護

【サービス内容】

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などの提供。

【対象者】

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする人。

◆行動援護

(時間、人：1か月あたり延べ量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 時間 (時間)	見込量	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

【評価】

サービスの利用実績はありませんでした。

見込量の考え方

利用時間について：現在利用者はいませんが、1人の利用の見込みにより月5時間を見込みました。

利用人数について：現在利用者はいませんが、1人の利用を見込みました。

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービス内容】

居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供。

【対象者】

常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人。

◆ 重度障害者等包括支援

(時間、人：1か月あたり延べ量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 時間 (時間)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—

【評価】

サービスの利用実績はありませんでした。

見込量の考え方

実績に基づきます。

訪問系サービスの合計

訪問系サービス 合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	542時間	554時間	566時間
	49人分	51人分	53人分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービス内容】

食事や入浴、排泄などの介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供。

【対象者】

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人。

◆生活介護

(人日、1 か月あたり延べ量、人：1 か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	1,800	1,900	2,000	2,000	2,100	2,200
	実績	1,752	1,719	1,750	—	—	—
	計画比	97.3%	90.5%	87.5%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	90	95	100	100	105	110
	実績	92	95	94	—	—	—
	計画比	102.2%	100.0%	94.0%	—	—	—

【評価】

概ね見込量どおりの実績となっています。

市内サービス利用ニーズの高まりから、利用日数、利用人数ともに今後も増加することが見込まれます。

見込量の考え方

利用日数について：過去3年間の1人当たりの平均利用日数を20日／月と割り出しました。
→利用見込み人数に20日を掛け見込みました。

利用人数について：現在利用者94人です。

特別支援学校高等部卒業生の新規利用と、特別支援学校卒業生以外の新規利用を見込み、令和6年度には6人増とし、以降は年間5人ずつの増加を見込みました。

② 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。

◆ 自立訓練（機能訓練）

（人日、1 か月あたり延べ量、人：1 か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	20	20	20	22	22	22
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

【評価】

サービスの利用実績はありませんでした。

見込量の考え方

利用日数について：現在利用者はいませんが、1人当たりの利用日数を22日／月と見込みました。

利用人数について：現在利用者はいませんが、今後年間1人利用を見込みました。

③ 自立訓練（生活訓練・日中）

【サービス内容】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者。

◆自立訓練（生活訓練・日中）

（人日、1 か月あたり延べ量、人：1 か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	80	120	160	40	50	60
	実績	25	14	32	—	—	—
	計画比	31.3%	11.7%	20.0%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	4	6	8	4	5	6
	実績	3	3	4	—	—	—
	計画比	75.0%	50.0%	50.0%	—	—	—

【評価】

利用日数、利用人数ともに見込量を下回る実績となっています。
近年は3～4人の利用で推移しており、今後も同程度の実績が見込まれます。

見込量の考え方

利用日数について：1人当たりの平均利用日数を10日／月と見込みました。
利用人数について：現在利用者4人です。精神科病院から退院する人の利用を想定し、令和6年度以降、年間1人ずつの増加を見込みました。

④ 自立訓練（生活訓練・夜間）

【サービス内容】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 一定期間、地域移行へ向け居住の場を提供し、帰宅後における生活能力の維持向上を図る。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

◆自立訓練（生活訓練・夜間）

（人日、1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	120	180	240	45	60	75
	実績	29	2	40	—	—	—
	計画比	24.2%	1.1%	16.7%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	4	6	8	3	4	5
	実績	1	1	3	—	—	—
	計画比	25.0%	16.7%	37.5%	—	—	—

【評価】

利用日数、利用人数ともに見込量を下回る実績となっています。
近年は1～3人の利用で推移しており、今後も同程度の実績が見込まれます。

見込量の考え方

利用日数について：1人当たりの平均利用日数を15日／月と見込みました。
利用人数について：現在利用者3人です。精神科病院から退院する人の利用を想定し、令和6年度以降、年間1人ずつの増加を見込みました。

⑤ 就労選択支援

【サービス内容】

- 障がい者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【対象者】

就労を希望する障がい者又は、就労の継続を希望する障がい者

◆就労選択支援

(人日、1か月あたり延べ量)

区分	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日(人)	0	5	5

見込量の考え方

令和7年10月開始予定の新サービス。今後、就労継続支援B型の利用者は原則として、就労選択支援を利用することとされているため、B型の新規利用者数を見込数としました。

※第7期計画からの指標です。

⑥ 就労移行支援

【サービス内容】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業内における作業・実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせる。

【対象者】

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習への参加、職場探し等を通じて、適性に合った職場への就労等が見込まれる人（65歳未満の人）。

◆就労移行支援

（人日、1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	300	320	340	165	180	195
	実績	170	116	182	—	—	—
	計画比	56.7%	36.3%	53.5%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	15	16	17	11	12	13
	実績	19	13	11	—	—	—
	計画比	126.7%	81.3%	64.7%	—	—	—

【評価】

利用日数は見込量を下回る実績となっています。

就労移行支援事業を利用してもなかなか就職に結びつかない人が多い現状です。

見込量の考え方

利用日数について：過去3年間の1人当たりの平均利用日数を15日／月と見込みました。

→利用見込み人数に15日を掛けて見込みました。

利用人数について：現在利用者11人です。近年の傾向から利用人数の減少傾向が見られますが、新規利用希望が想定されるため、令和6年度以降、年間1人ずつの増加を見込みました。

⑦ 就労継続支援（A型）

【サービス内容】

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった人について、一般就労への移行に向けて支援。

【対象者】

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時、65歳未満の人）。

◆就労継続支援（A型）

（人日、1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	200	240	280	300	375	450
	実績	212	231	253	—	—	—
	計画比	106.0%	96.3%	90.4%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	10	12	14	20	25	30
	実績	16	17	15	—	—	—
	計画比	160.0%	141.7%	107.1%	—	—	—

【評価】

利用日数は概ね見込量どおりの実績となっています。利用人数は見込み量を上回る実績となっています。

利用者の一般就労への移行がまだまだ少ない状況です。

見込量の考え方

利用日数について：過去3年間の1人当たりの平均利用日数を15日／月と見込みました。

→利用見込み人数に15日を掛けて見込みました。

利用人数について：現在利用者15人です。今後も新規の利用ニーズが期待されるため年間5人ずつ増加を見込みました。

⑧ 就労継続支援（B型）

【サービス内容】

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった方について、一般就労等への移行に向けて支援。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される人。

◆就労継続支援（B型）

（人日、1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 日数 (人日)	見込量	1,800	1,900	2,000	2,000	2,100	2,200
	実績	1,499	1,522	1,589	—	—	—
	計画比	83.3%	80.1%	79.5%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	90	95	100	100	105	110
	実績	88	97	95	—	—	—
	計画比	97.8%	102.1%	95.0%	—	—	—

【評価】

概ね見込量どおりの実績となっています。

市内で新規事業所の開設があったことから、今後も利用日数、利用人数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

利用日数について：過去3年間の1人当たりの平均利用日数を20日／月で見込みました。

→利用見込み人数に20日を掛けて見込みました。

利用人数について：現在利用者95人です。利用ニーズの高まりもあり、年間5人ずつ増加を見込みました。

⑨ 就労定着支援

【サービス内容】

新たに雇用された事業所での就労継続を図るため、事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所等との連絡調整、その他必要な支援（生活を営む上での問題に関する相談、指導、助言等）を行う。

【対象者】

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労した人。

◆就労定着支援

（人：1か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	4	5	6	4	5	6
	実績	7	8	4	—	—	—
	計画比	175.0%	160.0%	66.7%	—	—	—

【評価】

年度により利用人数の増減が見られます。
市外の就労定着支援サービス事業所の利用が多くあります。

見込量の考え方

現在利用者4人です。福祉施設から就労後半年経過後からの利用開始であること、就職者全員が利用していない現状をふまえて、令和6年度以降、各年度1人程度の伸びを見込みました。

⑩ 療養介護

【サービス内容】

病院等への長期入院による医学的管理のもとで、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の相談支援等を提供。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人。

◆療養介護

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	13	13	13	13	13	13
	実績	13	13	12	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	92.3%	—	—	—

【評価】

利用人数は概ね見込量どおり推移しています。

利用者の死亡により利用人数が減少しました。

見込量の考え方

現在利用者12人です。令和5年度中での新規利用希望者1人が見込まれます。令和5年度以降は近年の傾向から同数で推移すると見込みました。

⑪ 短期入所（福祉型）

【サービス内容】

入浴、排泄、食事等の介護の提供。

【対象者】

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする人。

◆短期入所（福祉型）

（人日、1 か月あたり延べ量、人：1 か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用 日数 (人日)	見込量	136	152	168	144	156	168
	実績	54	57	73	—	—	—
	計画比	39.7%	37.5%	43.5%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	17	19	21	24	26	28
	実績	13	15	22	—	—	—
	計画比	76.5%	78.9%	104.8%	—	—	—

【評価】

利用日数、利用人数ともに増加傾向にあります。

利用ニーズは増加していますが、市内に利用できる施設が1か所しかなく、緊急時の対応を含め利用できる施設が不足していることが課題です。

見込量の考え方

利用日数について：過去3年間の1人当たりの平均利用日数を6日／月と割り出しました。

→利用見込み人数に6日を掛け見込みました。

⑫ 短期入所（医療型）

【サービス内容】

入浴、排泄、食事等の介護の提供。

【対象者】

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする人。

◆短期入所（医療型）

（人日、1 か月あたり延べ量、人：1 か月あたり実量）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用 日数 (人日)	見込量	56	72	88	35	40	45
	実績	21	17	26	—	—	—
	計画比	37.5%	23.6%	29.5%	—	—	—
利用 人数 (人)	見込量	7	9	11	7	8	9
	実績	7	6	6	—	—	—
	計画比	100.0%	66.7%	54.5%	—	—	—

【評価】

利用日数は見込量を下回る実績となっています。利用人数についても見込量ほどの利用増加にはなりませんでした。

利用ニーズはあるものの、市内外を含めても利用できる施設が不足していることが課題です。

見込量の考え方

利用日数について：過去3年間の1人当たりの平均利用日数を5日／月と割り出しました。

→利用見込み人数に5日を掛け見込みました。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に一定期間にわたり定期的に利用者の自宅を訪問し、一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うための支援を行います。

◆自立生活援助

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

サービスの利用実績はありませんでした。

見込量の考え方

現在利用者はありませんが、今後1人の利用を見込みました。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で地域において自立した日常生活を営む上で必要な相談等の支援を行います。

◆共同生活援助

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	47	51	55	60	64	68
	実績	50	56	56	－	－	－
	計画比	106.4%	109.8%	101.8%	－	－	－

【評価】

市内の新規事業所開設もあり、見込量を上回る実績となりました。
今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

見込量の考え方

現在利用者56人です。利用ニーズの高まりとグループホームの新規開所を想定し、年間4人ずつ増加を見込みました。

③ 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

◆施設入所支援

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	47	47	47	47	45	43
	実績	48	46	47	—	—	—
	計画比	102.1%	97.9%	100.0%	—	—	—

【評価】

グループホームやヘルパーなど地域での受け入れ態勢が十分ではなく、施設から地域移行を図ることが難しい現状です。

見込量の考え方

市内のグループホームは拡充の傾向にあることから、令和6年度以降、年間2人ずつの減少を見込みました。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用希望者が、障がい福祉サービスを適切に利用できるように、サービス等利用計画を作成します。

◆計画相談支援

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用 人数 (人)	見込量	60	62	64	76	78	80
	実績	68	70	74	－	－	－
	計画比	113.3%	112.9%	115.6%	－	－	－

【評価】

利用人数は、見込量を上回りました。

計画相談につながる前の一般相談の件数の増加やサービス利用希望の増加から、今後も利用人数が増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

令和5年度の傾向から、2人ずつ増加を見込みました。

② 地域移行支援

施設や病院での長期入所・入院から地域への生活に移行する人に住居の確保や新生活の準備等について相談などの支援を行います。

◆地域移行支援

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

サービスの利用実績はありませんでした。

見込量の考え方

現在利用者はありませんが、今後1人の利用を見込みました。

③ 地域定着支援

地域移行支援により一人暮らしを始めた人などに緊急時における連絡、相談のサポートを行います。

◆地域定着支援

(人：1か月あたり実量)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 人数 (人)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

サービスの利用実績はありませんでした。サービスが提供できるよう体制を整備していく必要があります。

見込量の考え方

現在利用実績はありませんが、今後1人の利用を見込みました。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

(回：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	2	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	200.0%	－	－	－

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	7	7	7	12	12	12
	実績	13	12	14	－	－	－
	計画比	186.7%	171.4%	200.0%	－	－	－

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(回：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－

見込量の考え方

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、見附市障害者自立支援協議会の部会として、年1回以上、医療機関等との連携や協議を行います。

④ 精神障がい者の地域移行支援

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

見込量の考え方

現在利用実績はありませんが、令和8年度での1人の利用を見込みました。

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

見込量の考え方

現在利用実績はありませんが、令和8年度での1人の利用を見込みました。

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	8	9	10	9	10	11
	実績	10	11	8	—	—	—
	計画比	125.0%	122.2%	80.0%	—	—	—

見込量の考え方

現在精神障がい者の共同生活援助利用者は8人です。年間1人ずつ増加を見込みました。

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込量	0	0	0	0	0	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

見込量の考え方

現在利用実績はありませんが、令和8年度での1人の利用を見込みました。

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

(人：1年あたり)

区分	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数（人）	2	2	2

見込量の考え方

現在の利用者2名から、今後毎年2名の利用を見込みました。

※第7期計画からの指標です。

(6) 発達障がい者等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人/年)	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	中止	中止	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－

見込量の考え方

ネウボラみつけ（子育て支援拠点）や児童発達支援センターを通して県の養成研修への受講を継続して周知していきます。目標値は保護者、支援者1名ずつを見込みました。

②ピアサポートの活動への参加人数

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人/年)	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	0	－	－	－
	計画比	0.0%	100.0%	0.0%	－	－	－

見込量の考え方

新潟県が実施するピアサポート活動に関する研修会や交流会への参加人数を見込みます。

ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム…保護者や養育者を対象にプログラムを通して、関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を目指す、家族支援のアプローチの一つです。

ピアサポート…同様な経験をしている人同士がつながり、お互いに支え合うことをいう。新潟県がピアサポート活動に関する研修会や交流会を行っている。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

(件：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件)	見込量	0	0	0	0	0	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

見込量の考え方

月例の相談支援事業所連絡会議において、市内の相談支援専門員の連携を図り、相談支援体制の強化を目指します。基幹相談支援センターは令和8年度の設置を目標とします。

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

(件：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数 (件)	見込量	0	0	0	0	0	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

見込量の考え方

月例の相談支援事業所連絡会議において事例の検討等を行うことで、相談支援専門員のスキルアップにつなげます。基幹相談支援センターは令和8年度の設置を目標とします。

③ 地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数

(回：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (回)	見込量	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	12	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－

見込量の考え方

月例の相談支援事業所連絡会議において、市内の相談支援専門員との連携を図ります。

④個別事例の支援内容の検証の実施

(回：1年あたり)

区分	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)	12	12	12

見込量の考え方

月例の相談支援事業所連絡会議において、市内の相談支援専門員による事例の検討や共有を毎回実施します。※第7期計画からの指標です。

⑤基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数

(人：1年あたり)

区分	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人)	0	0	1

見込量の考え方

令和8年度での基幹相談支援センターの設置を目標とし、併せて主任相談支援専門員の配置を目指します。※第7期計画からの指標です。

⑥協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数

(回：1年あたり)

区分	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)	1	1	1
団体数	14	14	14

見込量の考え方

月例の相談支援事業所連絡会議において検討されるケース事例の中から、自立支援協議会にて報告および事例検討を年1回実施します。また、見附市障害者自立支援協議会は当事者団体を含む14団体にて構成されます。※第7期計画からの指標です。

⑦協議会の専門部会の設置数および実施回数

(回：1年あたり)

区分	第7期見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部会	4	4	4
回数(回)	2	2	2

見込量の考え方

就労支援部会、地域生活支援部会、相談支援事業所連絡会議、サービス管理責任者情報交換会を柱に、状況に応じてワーキング部会を開催します。部会ごとに年1回から3回程度の頻度で開催することから、平均2回を見込量とします。※第7期計画からの指標です。

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数

(人：1年あたり)

区分		第6期実績(令和5年度は見込み)			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人)	見込量	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

見込量の考え方

リモートでの研修会を含み、年5回を見込みます。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数

(回：1年あたり)

区分		第6期実績(令和5年度は見込み)			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)	見込量	3	6	12	1	2	4
	実績	2	1	1	—	—	—
	計画比	66.7%	16.7%	8.3%	—	—	—

見込量の考え方

市内事業所が集まるサービス管理責任者情報交換会等を活用し、審査支払結果等を共有することで、必要とされるサービスの情報提供や、適正な事務処理につなげます。

4 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 地域生活支援事業の実績と見込量

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、当市の地域生活支援事業を実施します。

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるため、啓発、研修事業を行います。有識者による講演会や障がい者やその家族自身が障がい者理解に向けた発表会等を実施し、市民へ働きかけ、共生社会の実現を図ります。

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	—	—	—

見込量の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により縮小されてきましたが、実情に合った形を検討しながら継続して実施します。

② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族等が自分たちの権利や自立のため、社会に働きかける自発的な活動支援や社会復帰活動等を支援し共生社会の実現を図ります。

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無	—	—	—

見込量の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により中止されてきましたが、実情に合った形を検討しながら実施します。

③ 相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、見附市障害者自立支援協議会の運営等を行います。

◆障害者相談支援事業

(箇所：1年あたり)

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（箇所）	見込	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

◆基幹相談支援センター

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	無	無	無	無	無	有
	実績	無	無	無	—	—	—

見込量の考え方

毎月1回の相談支援事業所連絡会議で相談支援事業所との連携を図っていくと共に、令和8年度での設置に向けて協議を進めます。

◆基幹相談支援センター等機能強化事業

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	—	—	—

見込量の考え方

基幹相談支援センター等の相談機能の強化を目的とした事業です。現在当市では実施していませんが、基幹相談支援センター設置後に、実施に向けた検討を行っていく必要があります。

◆住宅入居等支援事業

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の 有無	見込	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	－	－	－

見込量の考え方

障がい者が、賃貸契約によって一般住宅へ入居する際に、手続き等を支援する事業です。現在当市では実施していませんが、今後必要に応じて、実施を検討していく必要があります。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行います。

◆成年後見制度利用支援事業

（人：1年あたり）

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用 者数 （人）	見込	3	4	5	2	3	4
	実績	1	2	2	－	－	－
	計画比	33.3%	50.0%	40.0%	－	－	－

見込量の考え方

相談支援事業所などの関係機関と連携し、成年後見人制度の促進を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見制度とは、社会福祉法人、社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。法人後見支援事業とは、法人後見業務を適正に行う人材を育成するために研修等を行う事業です。

◆成年後見制度法人後見支援事業

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無	－	－	－

見込量の考え方

平成28年度から市内のNPO法人に委託し、市民向けの啓発事業等を実施していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止となっていました。次期計画では再開する見込みです。

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の育成支援、点訳・音訳等による支援事業等を行います。

◆手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業

（人：1年あたり）

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込	40	45	50	40	45	50
	実績	43	33	35	－	－	－
	計画比	107.5%	73.3%	70.0%	－	－	－

見込量の考え方

手話通訳者及び手話奉仕員の派遣については、今後5人程度の利用増加を見込みます。

◆手話通訳者設置事業

（箇所：1年あたり）

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数（箇所）	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

見込量の考え方

現在は実施していませんが、今後当市の実態にあわせ実施に向けた検討を行っていく必要があります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活を容易に過ごすため、障がい者のある人に日常生活用具等の給付を行います。

◆日常生活用具給付等事業

(件：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具							
給付 件数 (件)	見込	1	1	1	2	2	2
	実績	4	1	1	－	－	－
	計画比	400.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
自立生活支援用具							
給付 件数 (件)	見込	8	8	8	4	4	4
	実績	2	4	4	－	－	－
	計画比	25.0%	50.0%	50.0%	－	－	－
在宅療養等支援用具							
給付 件数 (件)	見込	11	11	11	9	9	9
	実績	12	7	7	－	－	－
	計画比	109.1%	63.6%	63.6%	－	－	－
情報・意思疎通支援用具							
給付 件数 (件)	見込	3	3	3	5	5	5
	実績	3	6	6	－	－	－
	計画比	100.0%	200.0%	200.0%	－	－	－
排泄管理支援用具							
給付 件数 (件)	見込	840	850	880	800	810	820
	実績	816	788	788	－	－	－
	計画比	97.1%	92.7%	89.5%	－	－	－
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）							
給付 件数 (件)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	－	－	－
	計画比	100.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

見込量の考え方

利用見込みは、現在のサービス利用者数を基に見込みました。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために手話奉仕員を養成します。

◆手話奉仕員養成研修事業

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習 修了者数 (人)	見込	15	15	15	12	15	15
	実績	10	8	12	—	—	—
	計画比	66.7%	53.3%	80.0%	—	—	—

見込量の考え方

2年間の連続講座で、令和5年度は入門編を開催し、12名が修了しました。令和6年度は入門編修了者12名を対象に基礎編を開催します。令和7年度は新たに受講者を募集し入門編を開催する予定です。

⑨ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

◆移動支援事業

(時間、人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間)	見込	960	960	960	390	420	450
	実績	382	383	383	—	—	—
	計画比	39.8%	39.9%	39.9%	—	—	—
実利用者数 (人)	見込	16	16	16	13	14	15
	実績	12	12	12	—	—	—
	計画比	75.0%	75.0%	75.0%	—	—	—

見込量の考え方

新型コロナウイルス感染症の流行前と現在の利用状況から見込み、少しずつ新型コロナウイルス感染症の流行前の利用状況に戻っていくと見込みました。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、通所により、創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、自立生活に向けたサービスを実施します。

機能強化事業は、これらの機能に加え、医療や福祉・地域社会とのつながりの強化や、機能訓練や社会適応訓練による就労等の支援などを実施します。

◆地域活動支援センター事業

(箇所、人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数 (箇所)	見込	1	1	1
	実績	1	1	1
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%
実利用者数 (人)	見込	110	112	114
	実績	110	112	116
	計画比	100.0%	100.0%	101.8%

◆地域活動支援センター機能強化事業

区分		第7期見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	見込	無	無	無
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—

見込量の考え方

第7期より設定方法が変わり、機能強化事業の実施の有無を見込むこととなりました。

現状では実施の見込みはありませんが、今後、実状に合わせて検討していく必要があります。

(2) 任意事業

任意事業には、「日中一時支援事業」「訪問入浴事業」「生活サポート事業」「自動車改造等助成事業」があります。

① 日中一時支援事業

日中において、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設又は学校の空き教室等において活動の場を提供し、見守りや、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を実施します。

◆日中一時支援事業

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込	4,000	4,250	4,500	3,100	3,350	3,600
	実績	2,571	2,321	2,321	—	—	—
	計画比	64.3%	54.6%	51.6%	—	—	—

見込量の考え方

新型コロナウイルス感染症の流行前と現在の利用状況から見込み、少しずつ新型コロナウイルス感染症の流行前の利用状況に戻っていくと見込みました。

② 訪問入浴事業

居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を実施します。

◆訪問入浴事業

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数 (人)	見込	5	5	5	4	4	4
	実績	4	4	4	—	—	—
	計画比	80.0%	80.0%	80.0%	—	—	—

見込量の考え方

利用見込みは、現在のサービス利用者数を基に見込みました。

③ 生活サポート事業

生活に関する支援、家事に対する必要な支援を実施します。

◆生活サポート事業

(人：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人)	見込	210	220	230	195	195	195
	実績	195	195	195	－	－	－
	計画比	92.9%	88.6%	84.8%	－	－	－

見込量の考え方

利用見込みは、現在のサービス利用者数を基に見込みました。

④ 自動車改造等助成事業

肢体不自由の重度障がい者を対象に、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

◆自動車改造等助成事業

(件：1年あたり)

区分		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
件数 (件)	見込	3	3	3	3	3	3
	実績	3	0	0	－	－	－
	計画比	100.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

見込量の考え方

新型コロナウイルス感染症の流行前と現在の利用状況に開きがあることから、コロナ禍以前の実績を加味し、件数見込みました。

第5章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期計画の目標の達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	市内に少なくとも 1 箇所以上設置
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	1 箇所	市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	0 箇所	市内に少なくとも 1 箇所以上確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	0 箇所	市内に少なくとも 1 箇所以上確保

【評価】

保育所等訪問支援提供体制を令和元年8月に整備し、児童発達支援センターを令和2年4月に整備しています。重症心身障がい児を支援する事業所については、市内では未設置となっています。現在は他市の事業所を利用している状況です。

(2) 医療的ケア児に対する支援

項目	目標	実績	考え方
令和5年度末時点での協議の場	有	有	各市町村に協議の場を設ける
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	無	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【評価】

相談支援事業所連絡会議での情報共有や、必要に応じて病院等の関係者を交えた協議の場を設けています。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、資格を持つ人材の確保や、相談支援事業所等の関係機関との調整が課題となっています。

2 第3期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、見附市では、令和8年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

基本指針

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・障害児の地域社会への参加
- ・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	1箇所	
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上の確保（または近隣の他市町村のサービス事業所を利用）
目標年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上の確保（または近隣の他市町村のサービス事業所を利用）

数値設定の考え方と達成に向けた対応

- ・市のこれまでの実績と、国の示した目標値を基に設定しました。
- ・重症心身障がい児を支援する事業所については、市内での設置を目指しますが、他市の事業所の利用や共生型サービスの活用も含め整備に努めます。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）は、児童発達支援事業所の拡充や保育所等訪問支援事業所の活躍により整備が進んでいると考えます。今後の環境整備については、見附市障害者自立支援協議会を通じ、障がい児サービス事業所や相談支援事業所と連携しながら検討していきます。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

基本指針

令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の設置の有無
目標年度末時点での協議の場	有
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

数値設定の考え方と達成に向けた対応

相談支援事業所連絡会議での情報共有や、必要に応じて病院等の関係者を交えた協議の場を活用し、医療的ケア児の地域支援を推進します。また、市内の相談支援事業所や児童発達支援センター等と調整し、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促します。

医療的ケア児…心身の機能に障がいがあり、人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

医療的ケア児等のコーディネーター…医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験を基に、社会資源の活用と関係機関との総合的な連携調整を図ります。また、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。相談支援専門員、保健師、訪問看護師、行政職員などを対象に、都道府県による養成研修が毎年開催されています。

3 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【サービス内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の実施をします。

◆児童発達支援

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	69	84	99	180	200	220
	実績	82	101	129	—	—	—
	計画比	118.8%	120.2%	130.3%	—	—	—
実利用 人数 (人)	見込量	23	28	33	45	50	55
	実績	33	37	41	—	—	—
	計画比	143.5%	132.1%	124.2%	—	—	—

【評価】

令和5年度に児童発達支援事業所が1か所増え、市内で利用しやすい環境が少しずつ整備されています。今後も利用者数、利用日数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

時間について：年々利用日数が増加しているため、令和5年度の実績を基にして、1人当たりの平均利用日数4日／月に利用見込み人数を掛けて見込みました。

人について：現在利用者41人です。利用者数は年々増加傾向にあり、令和6年5月には市内に新たな事業所が開所予定であることから、令和6年に4名増とし、以降は年間5人ずつの増加を見込みました。

② 放課後等デイサービス

【サービス内容】

障がいのある学齢児について、多様なメニュー（日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動等）を学校との連携・協働による支援生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

◆放課後等デイサービス

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	560	680	800	1,040	1,120	1,200
	実績	581	713	964	—	—	—
	計画比	103.8%	104.9%	120.5%	—	—	—
実利用 人数 (人)	見込量	70	85	100	130	140	150
	実績	83	103	121	—	—	—
	計画比	118.6%	121.2%	121.0%	—	—	—

【評価】

令和4～5年度にかけて、新たな事業所が3か所増え、市内で利用しやすい環境が少しずつ整備されています。今後も利用者数、利用日数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

時間について：年々利用日数が増加しているため、令和5年度の実績を基にして、1人当たりの平均利用日数である8日／月に利用見込み人数を掛けて見込みました。

人について：現在利用者121人です。ニーズが高く、今後も利用者増が見込まれることから、令和6年に9名増とし、以降は年間10人ずつの増加を見込みました。

③ 保育所等訪問支援

【サービス内容】

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援の提供を行います。

◆保育所等訪問支援

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	18	24	30	80	90	100
	実績	16	23	43	－	－	－
	計画比	88.9%	95.8%	143.3%	－	－	－
実利用 人数 (人)	見込量	9	12	15	40	45	50
	実績	13	16	35	－	－	－
	計画比	144.4%	133.3%	233.3%	－	－	－

【評価】

児童発達支援と放課後等デイサービスを利用しやすい環境が整いつつある中で、保育所等訪問支援のニーズも増加しています。今後も利用者数、利用日数ともに増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

時間について：過年3年間の実績を基に、1人当たりの平均利用日数を1か月あたり2日／月として、利用見込み人数を掛けて見込みました。

人について：現在利用者35人です。利用のニーズが高く、今後も利用者増が見込まれることから、年間5人ずつの増加を見込みました。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】

既存の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを居宅に訪問して提供を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援

(人日、人：月あたり)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 日数 (人日)	見込量	0	0	1	22	22	22
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－
実利用 人数 (人)	見込量	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	0.0%	－	－	－

【評価】

現時点でのニーズはありませんが、ニーズが生じた際にはサービス提供できる体制を整備する必要があります。

見込量の考え方

今後、各年度で1名、1か月あたり22日の利用を見込みました。

⑤ 障害児相談支援

【サービス内容】

障害児通所支援サービスの利用希望者が適切に障害児通所支援サービスを利用できるようにサービス等利用計画を作成します。

◆障害児相談支援

(人：1か月あたり実量)

区分		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用 人数 (人)	見込量	28	35	42	47	52	57
	実績	26	35	42	－	－	－
	計画比	92.9%	100.0%	100.0%	－	－	－

【評価】

児童発達支援と放課後等デイサービスを利用しやすい環境が整備され始め、障害児相談支援の利用実績も増えています。今後も増加していくことが見込まれます。

見込量の考え方

過去3年間の実績を基に、平均で約5人ずつ増加していることから、年間5人増を見込みました。

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

【活動指標】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

◆医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

	第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数（人/年）	0	0	0	0	0	1

見込量の考え方

市内の相談支援事業所や児童発達支援センターに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を促します。また、相談支援専門員が医療的ケア児等コーディネーターの資格を取得できるように、養成研修の開催案内など情報提供を行います。

第6章 計画の推進

1 計画の普及啓発

本計画は、当市の障がい者に関する長期的な施策の方向を示したものです。障がいのある市民及びその家族、関係機関、関係団体、市民など幅広い主体が本計画の基本理念や基本目標を理解し、相互に連携、協力し、めざす社会「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現」に向けて、主体的・積極的に取り組むことが期待されます。

そのため、本計画の策定の趣旨や基本理念、基本目標について関係機関や団体、市民が共通の認識となるように、計画の普及啓発を進めます。

2 計画の推進体制

本計画は、保健・医療・福祉、教育、生活環境、雇用など広範な分野に渡っているため、関係課の相互の調整を充分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。

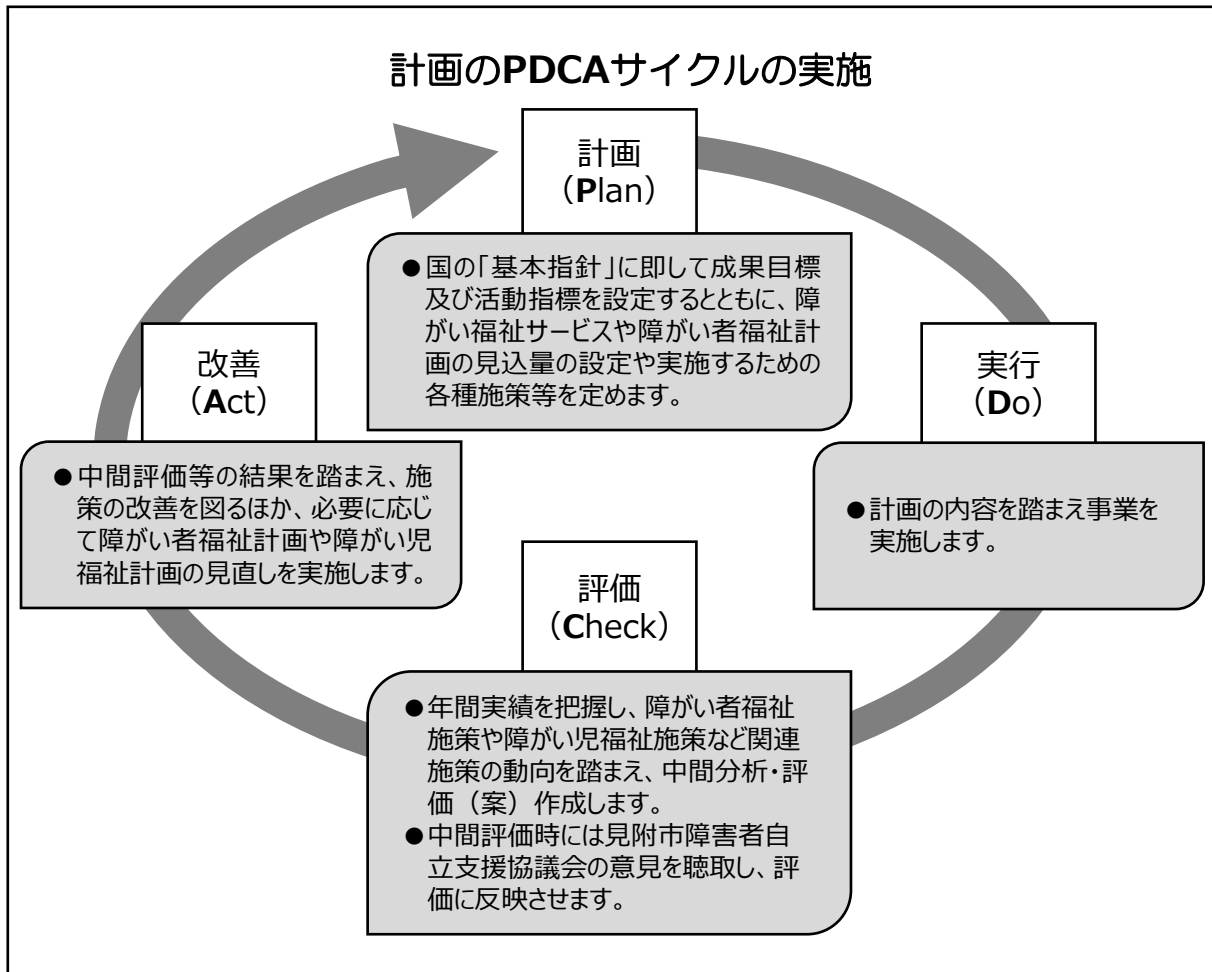
また、各主体がそれぞれの社会連帯の理念に基づいて、それぞれの分野で適切な役割分担を担い、幅広い協力体制を得ながら、計画を総合的かつ効果的に推進します。

3 計画の進行管理・評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCA サイクルとは

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、『計画（Plan）』『実行（Do）』『評価（Check）』『改善（Act）』のプロセスを順に実施していくものです



（１）計画における PDCA サイクル

基本方針に即して定めた数値目標（「障がい福祉サービスに関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（「障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量」、「地域生活支援事業に関する各事業の見込量」）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、見附市障害者自立支援協議会から点検・評価を受けることとし、その結果について公表します。

（２）点検・評価結果の反映

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、見附市障害者自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、施策に反映します。

資料編

1 見込量（活動指標）のまとめ

(1) 障がい福祉サービス等

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス		(1か月あたり延べ量)		
居宅介護	時間	222	234	246
	人	37	39	41
重度訪問介護	時間	280	280	280
	人	4	4	4
同行援護	時間	35	35	35
	人	7	7	7
行動援護	時間	5	5	5
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
日中活動系サービス		(人日: 1か月あたり延べ量、人: 1か月あたり実量)		
生活介護	人日	2,000	2,100	2,200
	人	100	105	110
自立訓練（機能訓練）	人日	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	40	50	60
	人	4	5	6
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	45	60	75
	人	3	4	5

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス		(人日: 1か月あたり延べ量、人: 1か月あたり実量)		
就労選択支援	人日	0	5	5
就労移行支援	人日	165	180	195
	人	11	12	13
就労継続支援（A型）	人日	300	375	450
	人	20	25	30
就労継続支援（B型）	人日	2,000	2,100	2,200
	人	100	105	110
就労定着支援	人	4	5	6
療養介護	人	13	13	13
短期入所（福祉型）	人日	144	156	168
	人	24	26	28
短期入所（医療型）	人日	35	40	45
	人	7	8	9
居住系サービス		(人: 1か月あたり実量)		
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	60	64	68
施設入所支援	人	47	45	43
相談支援		(人: 1か月あたり実量)		
計画相談支援	人	76	78	80
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1年あたり実量)				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人	9	10	11
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	人	2	2	2
発達障がい者等に対する支援 (1年あたり実量)				
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1
相談支援体制の充実・強化等 (1年あたり実量)				
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施	回	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	人	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	1	1	1
	団体数	14	14	14
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	4	4	4
	回数	2	2	2

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築 (1年あたり実量)				
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	回	1	2	4

(2) 地域生活支援事業

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (1年あたり実量)				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用見込件数	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業 (1年あたり実量)				
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	40	45	50
手話通訳者設置事業	箇所	0	0	0
日常生活用具給付等事業 (1年あたり実量)				
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排泄管理支援用具	件	800	810	820
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了見込人数	12	15	15
移動支援事業	延べ利用 見込時間	390	420	450
	実利用 見込人数	13	14	15
地域活動支援センター機能強化事業	実施の 有無	無	無	無
任意事業 (1年あたり延べ量)				
日中一時支援事業	人	3,100	3,350	3,600
訪問入浴事業	人	4	4	4
生活サポート事業	人	195	195	195
自動車改造等助成事業	件	3	3	3

(3) 障害児支援

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通所支援 (人日: 1か月あたり延べ量、人: 1か月あたり実量)				
児童発達支援	人日	180	200	220
	人	45	50	55
放課後等デイサービス	人日	1,040	1,120	1,200
	人	130	140	150
保育所等訪問支援	人日	80	90	100
	人	40	45	50
居宅訪問型児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	47	52	57
医療的ケア児等コーディネーターの 配置人数	人/年	0	0	1

2 見附市障害者自立支援協議会設置要綱

平成18年6月27日

告示第90号

改正 平成22年6月7日告示第90号

平成29年2月20日告示第16号

(設置)

第1条 見附市に居住する障害者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的に見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係者による訪問、相談活動等を通じ、障害者のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。
- (2) 多様なニーズを有する援助困難ケース等についてのケアマネジメントを行い、関係機関の間のサービス調整及び協議を行う。
- (3) 見附市障がい者計画及び見附市障がい福祉計画の評価及び見直しを行う。
- (4) 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決等の取り組みを行う。
- (5) その他、障害者福祉の推進のため必要な事業を行う。

(組織)

第3条 協議会に全体会議、専門部会及び個別ケア会議を置く。

2 全体会議の委員は15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者・市民を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 専門部会及び個別ケア会議は前項に定める機関、団体の実務担当者及びその他必要な関係者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 協議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門部会及び個別ケア会議は必要な職員等によって適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行役は参集者から互選する。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(庶務)

第8条 この協議会の庶務は健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 当初の委員の任期については、第4条の規定に関わらず、任命のあつた日から平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年告示第90号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

3 見附市障害者自立支援協議会委員名簿

推薦団体	職 名	氏 名	備 考
見附市南蒲原郡医師会	理 事	関谷 又一郎	
新潟県中越福祉事務組合 まごころ学園（寮）	局 長	平 瀬 勝	会 長
（福）中越福祉会 みのわの里工房みつけ	園 長	小 林 義 明	
（福）栃尾福祉会 みつけワークス	次長兼サービス 管 理 責 任 者	高野 やよい	
（福）見附市社会福祉協議会	常 務 理 事 兼 事 務 局 長	徳 橋 功	副会長
放課後等デイサービス フリージアみつけ	管 理 者	真 壁 薫	
長岡地域振興局健康福祉環境部	副 部 長	八 子 円	
三条公共職業安定所	所 長	落 合 直 樹	
見附商工会	事 務 局 長	小 出 直 樹	
見附市教育委員会学校教育課	課 長	佐 藤 昌 弘	
見附市手をつなぐ育成会	会 長	金 安 志 津 子	
見附市発達相談メロディー		小 林 幸 子	
ぷれジョブみつけ		川 口 寿 恵	
公募委員		野 上 舞	

（敬称略）

4 見附市障害者自立支援協議会審議経過

	年 月 日	内 容
第1回	令和5年12月27日	・計画策定の方針について ・計画策定スケジュールについて
第2回	令和6年2月2日	・計画の進捗状況について ・計画の概要、素案について
第3回	令和6年3月22日	・計画の素案について（修正箇所の確認） ・パブリックコメントについて

見 附 市

発行日 令和6年3月

発行者 見附市健康福祉課

住 所 〒954-0052 見附市学校町2丁目13番30号
見附市保健福祉センター内

T E L 0258-61-1380

F A X 0258-62-7052

E-mail kenkou@city.mitsuke.niigata.jp